

予 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 8 年 3 月 8 日
午 前 9 時 開 議
於 斑 鳩 町 第 1 会 議 室

議 長

中 西 和 夫

委 員 長

坂 口 徹

副 委 員 長

伴 吉 晴

出 席 委 員

小 林 誠

小 村 尚 己

平 川 理 恵

木 澤 正 男

奥 村 容 子

理 事 者 出 席

町 長 小 城 利 重

副 町 長 池 田 善 紀

教 育 長 清 水 建 也

総 務 部 長 植 村 俊 彦

総 務 課 長 加 藤 恵 三

企 画 財 政 課 長 面 卷 昭 男

住 民 生 活 部 長 乾 善 亮

福 祉 課 長 中 原 潤

同 課 長 補 佐 福 田 善 行

国 保 医 療 課 長 山 崎 善 之

同 課 長 補 佐 田 口 昌 孝

同 係 長 大 野 彰 彦

健 康 対 策 課 長 西 梶 浩 司

同 課 長 補 佐 北 典 子

環 境 対 策 課 長 栗 本 公 生

同 課 長 補 佐 東 浦 寿 也

同 課 長 補 佐 浦 野 步 美

住 民 課 長 安 藤 容 子

都 市 建 設 部 長 藤 川 岳 志

建 設 課 長 本 庄 德 光

同 課 長 補 佐 岡 村 智 生

観 光 産 業 課 長 井 上 貴 至

同 課 長 補 佐 手 塚 仁

都 市 整 備 課 長 松 岡 洋 右

同 課 長 補 佐 井 戸 西 豊

同 課 長 補 佐 関 口 修

会 計 管 理 者 西 川 肇

教 委 総 務 課 長 安 藤 晴 康

同 係 長 竹 田 敏 伯

同 係 長 田 中 弘 二

生 涯 学 習 課 長 真 弓 啓

同 課 長 補 佐 平 田 政 彦

上 下 水 道 部 長 谷 口 裕 司

上 水 道 課 長 補 佐 扇 田 一 弘

上 水 道 課 長 補 佐 猪 川 恭 弘

下 水 道 課 長 上 田 俊 雄

同 課 長 補 佐 上 埜 幸 弘

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長 寺 田 良 信

係 長 大 塚 美 季

(午前9時00分 開議)

○委員長 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、予算審査、進めてまいりたいと思います。

それでは最初に、議案第19号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算
についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、議案第19号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別
会計予算につきまして、説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をいたします。

議案第19号

平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議
会の議決を求めます。

平成28年2月29日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、特別会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

予算総則を朗読をいたします。

平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,660,100千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予
算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額
は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費
の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内

でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月29日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、失礼して、座って説明させていただきます。

初めに、本特別会計の予算総額であります。歳入歳出それぞれ36億6,010万円となっております。前年度と比較して、1億1,040万円、2.9%の減となっております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容をご説明申し上げます。

予算書の9ページをごらんいただきたいと思います。初めに、歳入予算につきまして、ご説明を申し上げます。第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税であります。新年度は、6億4,043万7,000円を計上しております。前年度と比較して、9,252万6,000円、12.6%の減となっております。被保険者の大幅な減少と低所得層の増加による軽減対象者の増が国民健康保険税に大きく影響しております。予算の内容は、第1目 一般被保険者国民健康保険税で6億2,254万7,000円、第2目 退職被保険者等国民健康保険税で1,789万円となっております。

次に、10ページでございます。第2款 国庫支出金でございます。第1項 国庫負担金では、新年度は、4億9,705万1,000円を計上しております。前年度と比較して、5,299万5,000円、9.6%の減となっております。予算の内訳は、第1目 療養給付費等負担金で4億7,577万6,000円、第2目 老人保健医療費拠出金負担金で1,000円、第3目 高額医療費共同事業負担金で1,672万5,000円、第4目 特定健康診査等負担金で454万9,000円となっております。医療給付費や後期高齢者支援金、介護納付金、高額医療費共同事業拠出金、特定健康診査等の費用に係る国の法定負担金を計上しております。

11ページの第2項 国庫補助金では、第1目 財政調整交付金で、新年度は、1億6,684万6,000円を計上しており、前年度と比較して、1,432万4,000円、7.9%の減となっております。

次に、第3款 療養給付費等交付金、第1項 療養給付費等交付金であります。第1目 療養給付費等交付金で、新年度は、5,281万円を計上しており、前年度と比較

して、1,259万円、31.3%の増となっております。

次に、12ページでございます。第4款 前期高齢者交付金、第1項の前期高齢者交付金であります。第1目 前期高齢者交付金で、新年度は、11億7,161万4,000円を計上しており、前年度と比較して、5,724万6,000円、5.1%の増となっております。

次に、第5款 県支出金であります。まず、第1項 県負担金では、新年度は、2,127万4,000円を計上しており、前年度と比較して、109万9,000円、4.9%の減となっております。予算の内訳は、第1目 高額医療費共同事業負担金で1,672万5,000円、第2目 特定健康診査等負担金で454万9,000円となっております。国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金、特定健康診査等に係る県の法定負担金を計上しております。

12ページから13ページにかけましての第2項 県補助金では、第1目 財政調整交付金で、新年度は、1億4,297万1,000円を計上しており、前年度と比較して、1,521万1,000円、9.6%の減となっております。

次に、第6款 共同事業交付金、第1項 共同事業交付金でございます。第1目 共同事業交付金で、新年度は、6億9,955万8,000円を計上しており、前年度と比較して、2,141万7,000円、3.0%の減となっております。高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、国保連合会を事業主体として、県内の市町村が拠出金を出し合って実施している高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業において交付されるものでございます。

次に、第7款 財産収入、第1項 財産運用収入であります。第1目 利子及び配当金で、財政調整基金に係る利子1,000円を計上しております。

次に、14ページでございます。第8款 繰入金、第1項 他会計繰入金であります。第1目 一般会計繰入金で、新年度は、2億6,034万6,000円を計上しており、前年度と比較して、1,655万6,000円、6.8%の増となっております。保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金などの法定繰入金として2億4,500万3,000円、平成25年度分に係る介護納付金分の赤字補填として、その他一般会計繰入金で1,534万3,000円を計上しております。

次に、第9款 繰越金、第1項 繰越金であります。第1目 繰越金で、前年度と同額の1,000円を計上しております。

次に、15ページでございます。第10款 諸収入、第1項 延滞金加算金及び過料

であります。第1目 延滞金で60万円を計上しております。

第2項 雑入では、新年度は、639万1,000円を計上しております。予算の内訳は、第1目 一般被保険者第三者納付金で600万円、第2目 退職被保険者等第三者納付金で20万円、第3目 一般被保険者返納金で5万円、第4目 退職被保険者等返納金で3万円、第5目 納付金で1万円、第6目 雑入で10万1,000円となっております。

次に、16ページでございます。第3項 療養費等指定公費返還金では、第1目 療養費等指定公費返還金で、新年度は、20万円を計上しており、前年度と比較して、4万円、16.7%の減となっております。この返還金は、70歳以上被保険者の8割支給の療養費であって、一旦9割支給を行った事例について、公費が負担すべき1割分を国からの返還を受けるといったものとなっております。なお、平成26年度4月以降に70歳に達する被保険者からは、法定の一部負担金をご負担いただくこととなっております。

続きまして、歳出予算につきまして、ご説明を申し上げます。初めに、第1款 総務費でございます。17ページから18ページにかけましての第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、新年度は、2,575万2,000円を計上しております。前年度と比較して、83万7,000円、3.4%の増となっております。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に係る費用、診療報酬明細書の内容点検業務を委託して行うための費用となっております。

次に、18ページから19ページにかけましての第2項 徴税费、第1目 賦課徴収費であります。新年度は、1,514万4,000円を計上しており、前年度と比較して、208万7,000円、12.1%の減となっております。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託などの電算委託料などの費用であります。

次に、19ページの第3項 運営協議会費、第1目 運営協議会費では、18万円を計上しております。国保運営協議会の開催に係る委員報酬であります。

次に、20ページでございます。第4項 趣旨普及費、第1目 趣旨普及費では、新年度は、71万9,000円を計上しており、前年度と比較して、6万4,000円、8.2%の減となっております。

続きまして、第2款 保険給付費であります。初めに、第1項 療養諸費では、新年度は、20億56万2,000円を計上しており、前年度と比較して、8,492万2,

000円、4.1%の減となっております。予算の内訳は、第1目 一般被保険者療養給付費で19億2,640万円、第2目 退職被保険者等療養給付費で4,008万8,000円、第3目 一般被保険者療養費で2,670万4,000円、第4目 退職被保険者等療養費で52万円、第5目 審査支払手数料が685万円となっております。

次に、21ページの第2項 高額療養費では、新年度は、2億5,110万7,000円を計上しており、前年度と比較して、234万4,000円、0.9%の減となっております。予算の内訳は、第1目 一般被保険者高額療養費で2億4,404万8,000円、第2目 退職被保険者等高額療養費で685万8,000円、第3目 一般被保険者高額介護合算療養費で20万円、第4目 退職被保険者等高額介護合算療養費で1,000円となっております。

次に、第3項 移送費では、新年度は、前年度と同額の10万円を計上しております。予算の内訳は、第1目 一般被保険者移送費、第2目 退職被保険者等移送費とも5万円を計上しております。

次に、22ページでございます。第4項 出産育児諸費では、1,344万7,000円を計上しており、前年度と比較して、42万円、3.0%の減となっております。予算の内訳は、第1目 出産育児一時金で1,344万円、第2目 支払手数料で7,000円となっております。

次に、第5項 葬祭諸費、第1目 葬祭費では、前年度と同額の100万円を計上しております。

次に、第3款 後期高齢者支援金等、第1項 後期高齢者支援金等では、3億9,790万円を計上しており、前年度と比較して、5万2,000円の増となっております。予算の内訳は、第1目 後期高齢者支援金で3億9,786万4,000円、第2目 後期高齢者関係事務費拠出金で3万6,000円となっております。

次に、23ページの第4款 前期高齢者納付金等、第1項 前期高齢者納付金等であります。新年度は、46万5,000円を計上しており、前年度と比較して、7万7,000円、19.8%の増となっております。予算の内訳は、第1目 前期高齢者納付金で43万8,000円、第2目 前期高齢者関係事務費拠出金で2万7,000円となっております。

次に、第5款 老人保健拠出金、第1項 老人保健拠出金でございます。前年度と同額の1万6,000円を計上しております。予算の内訳は、第1目 老人保健医療費拠出金で1,000円、第2目 老人保健事務費拠出金で1万5,000円となっております。

ます。

次に、24ページでございます。第6款 介護納付金、第1項 介護納付金であります。第1目 介護納付金で、新年度は、1億3,817万7,000円を計上しており、前年度と比較して、1,279万6,000円、8.5%の減となっております。

続きまして、第7款 共同事業拠出金、第1項 共同事業拠出金でございます。新年度は、7億4,150万2,000円を計上しており、前年度と比較して、1,312万1,000円、1.8%の増となっております。予算の内訳は、第1目 高額医療費共同事業拠出金で6,690万2,000円、第2目 保険財政共同安定化事業拠出金で6億7,459万8,000円、第3目 その他共同事業拠出金で2,000円となっております。高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、国保連合会を事業主体として、県内の市町村が拠出金を出し合って財源とする高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業などが実施されております。これら再保険事業に対して拠出するものであります。

次に、25ページの第8款 保健事業費についてであります。第1項 特定健康診査等事業費、第1目 特定健康診査等事業費で、新年度は、2,527万9,000円を計上しており、前年度と比較して、82万5,000円、3.2%の減となっております。本年度では、特定健診対象者を5,575人と見込み、受診率40%として、健診委託料2,200万1,000円を計上しております。

第2項 保健事業費では、新年度は、408万9,000円を計上しております。前年度と比較して、1万1,000円、0.3%の増となっております。予算の内訳は、第1目 医療費通知費で168万9,000円、第2目 人間ドッグ健診受診費用助成費で240万円となっております。

次に、26ページでございます。第9款 公債費、第1項 一般公債費であります。第1目 利子で、前年度と同額の10万円を計上しております。

次に、第10款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金であります。前年度と同額の236万1,000円を計上しております。予算の内訳は、第1目 一般被保険者保険税還付金で205万円、第2目 退職被保険者等保険税還付金で31万円、第3目 国庫支出金等償還金で1,000円となっております。

27ページの第2項 療養費等指定公費立替金であります。第1目 療養費等指定公費立替金で、新年度は、20万円を計上しており、前年度と比較して、4万円の減となっております。歳入予算のところで説明申しあげましたとおり、療養費等指定公費返還

金に対する費用として、保険者が負担している8割給付と9割給付の差額分を、通常の療養費科目と区別するために設けているものであります。

最後に、第11款 予備費についてでございますが、税率の改定等の増により、4,200万円を計上いたしております。なお、この黒字分につきましても、平成28年度決算確定後、累積赤字解消のために充当してまいりたいと考えております。

以上で、議案第19号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○坂口委員長 国民健康保険事業特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 ちょっとこの会計全体のことって言うんですかね、でお聞きしたいんですけども、見せていただくと、給付費なんか減ったり、保険税、保険税の減についてはまたちょっと違いますけども、対象人数、加入世帯の人数なんかも減ってきているということで報告いただきましたけども、今後の見通しとしては、これは国保会計の規模自体が縮小していくっていうような見方でいいんでしょうかね。だんだん後期高齢のほうに移行はしていかはるけども、加入世帯としては人数が減っているということで、斑鳩町の中でもこの国保財政っていうのは非常に赤字を抱えて厳しいような状態になっているんですけども、今後の見通しとして、その会計規模ですね、がどうなっていくのかっていう点ではどうなんでしょう。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 まず、基本となります加入者、これについては、確実に減っていくものと予測をいたしております。

予算規模につきましては、加入者が減る分、保険税については、当然減ってくると。しかしながら、医療費につきましては、加入者が減るから医療費が減るという相関関係が今のところ厚労省のほうにおいてもはっきり認められておりませんので、そこら辺がちょっと悩ましいところであるなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、加入者が減る分、予算規模的には小さくなっていくのかなと、長期的にはそのように予測をいたしております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、20ページのところで療養給付費も減ってきていますけども、

これは人数減による、今の答弁だと、減額やということで、給付費自体はやっぱり1人当たりについては伸びていっていると。その伸びの率とか、状況っていうのは、今までと比べてどうなんですか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 20ページの一般の保険者療養給付費、確かに8,500万程度、昨年に比べ減っておるわけなんですけど、これにつきましては、端的に申しあげますと、被保険者の減ということが第一の要因として挙げられると考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 どんどん医療が高度化して行って、1人当たりの給付費自体が伸びているという認識では、それは変わってはいないですか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 はい、1人当たりの平均医療費は上がってきております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 あとですね、前期高齢者ですね、ページで言うと12ページですね、前期高齢者交付金自体がまたふえているんですけども、斑鳩町で前期高齢者の方が後期高齢のほうに移っていている状況と、それとこの前期高齢者交付金のふえている状況とは、どう理解したらいいんでしょうかね。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 まず、前期高齢者交付金でございますが、平成26年の算定基礎となります対象人数は、これ、65歳から74歳の方なんですけど、3,365人をピークに年々、若干ではありますが減少をしてきております。ですが、医療費の上昇によりまして交付額は微増の状態が続いていくものと考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 前期高齢者自体は減っていているっていうことは、当然、後期高齢者のほうでふえていているっていうことになりますね。そういうことなんですよね。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 まず、後期高齢者なんですけど、平成26年時点においては。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 詳しい数字なかったら、また。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 後ほど報告させていただきます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 要は、言うたら団塊の世代はまだ後期高齢にはなっていないと思うんですけども、そのピークが、今、どこに来ているのかなということで、今後の見通しも含めてお尋ねしたかったんですけども。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 お尋ねの件については、まず、今、斑鳩町の年齢構成、どういう年齢構成のところにピークがあるか、65から75、それ見てみますと、今現在、28年1月1日現在ですけども、66歳、67歳、68歳、このここでね、250人前後におられます、このここで。この方がおられる間が、やはり前期高齢者のピークです。あと、後半のほうで、72、73、74、ここではね、平均して200人前後になっております。その前の、このあと3年でこの方が後期行かれますわね。62、63、64、この方が後期行かれて、今度、前期に入ってくる人数です。この方がね、62歳ちょっと多いので182人、63歳が135、64歳が。

すみません、これ、男の人数言っていました。すみません。66歳で542、67歳で520、68歳で大体560です。今、後半で言いますと、72歳で414、460、426。62で見ますと370、330、403なってきますので、やはり65、68の方が残っておられるあと3年後ぐらいがピークではないかと。それがピークです。

あとはもう、ですから、この後期高齢者が、今、66歳の方が全て後期高齢に行かれた段階では、あとはもうどんどん、減るといふより、そのままの状態が続くというたら。あと、50歳前後につきますと、ほとんどもう300人前後ですと、大体平均した年齢になっておりますので。そういう感じになってくると思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 あと、斑鳩町で言うと、ピークはそういうふうにならないうちに3年後ぐらいにならないうちに。前期高齢者交付金についても微増していきないうふうにおっしゃっていましたけど、この動向としては、斑鳩町のその実態等を追ったような形で来ているんですかね。それか。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 日本全体の前期高齢者の率によると思うんですわ。斑鳩町が平均的な率でしたら、今の状態にならないうちに、僕、申しあげた状態が日本全国に当てはまらなうとしたら、そういう状況にならないうちに、やはり大都市部と大都市周辺の衛星都市では、またちょっと違ってくると思うんですわ。

いずれにいたしましても、今の団塊の世代が2025年、全て後期高齢者になるところには、前期高齢の分はいいですけども、今度、いずれにしても後期高齢の分にまたどんと医療費が寄ってくると。こっちの分がこっち行くだけであるということになっておりますので、全体的に解決しようと思ったときには、やはりこの人口ピラミッドのバランスがどこでよいバランスになるかということになってこようかと考えておりますので。これがやはり、今、まち・ひと・しごとの総合戦略、ちょっと話、飛びますけど、に結びついて、やはり若年世代がふえてきたら全体のバランスがよくなって、医療費の状況もよくなるということで、全てここで一概には言えない、もう全体の議論になってきますので。大体そういう感じです。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 大体状況はわかりました。町がどないこうやできるような問題でもないの、やっぱり動向をしっかりと見ながら、その時々合った対策をしていくしかないのかなというふうには思いますけども。

医療費の伸びを抑制していくという点でも、昨日もがん検診等のことでいろいろ言わせていただきましたけども、25ページのところの特定検診ですね、受診率を上げるってということで、毎年苦勞していただいていますけども、昨年度で集団検診、年3回、これもやっていただいて、その受診の状況はどうなったのかなってというのが気になっているんですけども、そのこのところはどうなんでしょうか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 昨年度の集団検診の受診者数なんですけど、138人が受診していただいております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、対象者数が何人で、うちの138人なんでしょうか。前年度と比較して、受診率、教えてもらえますか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 まず、最近の受診率の状況を年度ごとにご説明申しあげます。まず、特定健康診査の受診率なんですけど、平成25年におきましては30.6%、特定保健指導の実施率につきましては35.3%、平成26年度におきましては、特定健康診査の受診率ですね、31.1%、特定保健指導につきましては20.1%で、本年でございます、本年につきましては、特定健康診査の受診率34%、保健指導の実施率が25%の見込みで考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 ちょっとずつ伸びてはきているのかなということで、私も、去年にですね、今年度初めて40歳になって、特定検診受けたんですけども、指導をね、保健センターでしていただきましたけども、なかなか、自分の健康について考える機会っていうのは、健康志向は高くなっているものの、そういう機会を、日々仕事をしている中でわざわざつくろうっていうふうになるのは難しいですね。やっぱりこれ、特定検診受けていただいて、必要に応じてきちっと指導を受けていただくということはやっぱりすごい重要ですし、なかなか、医療給付費はどんどん高くなっていっていますけども、それを抑制していこうと思うと、やっぱり予防をどうしていくのかっていうところに力を入れていくしかないのかなというふうに思いますのでね、これ、たしか去年、目標は40%で組んでいただいていたと思うんですけども、やっぱりちょっとずつでも伸ばしていただけて、健康管理にみずから努めていただけるような態勢をつくっていただけたいなと思いますので、これにつきましては引き続きよろしく願いしておきます。

そうしましたら、同じ25ページのところの医療通知費のところ、ジェネリック医薬品の利用した場合の差額が幾らですよってということではがきを送っていただいているということなんですけども、これ、ジェネリック医薬品の利用率っていうのは改善されてきているんでしょうかね。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 ジェネリックの医薬品の差額通知と、あと、利用率のお尋ねなんですけど、この事業につきましては、本年度の、昨年12月から実施を行っております。利用率については、まだ現在つかめていない状況でございます。本年度、28年度ですね、通年で医療費の通知を送ることとなっておりますので、国保連合会のほうとも利用状況等のデータ提供について協議を行ってまいりたいと、打ち合わせを行ってまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 昨年12月からということで、始めていただいたところやってということで、まだすぐに結果は出ないとは思いますが、なかなかやっぱり、どう医療費を抑制していくのか、これ、受診抑制につながってはいけませんけども、そうじゃないやり方ですね、やっぱり抑制していくっていうことは必要ですので、できる対策としてやっぱり力を入れてやっていただけたいなと思いますので、お願いをしておきます。

○坂口委員長 ほか、ございますか。

奥村委員。

○奥村委員 12ページの高額医療費でございますけれども、これは町民の皆さまの医療費に対しての過度な負担を避けるという意味で、大変助かっておられる方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、大体、申請についてはどれくらいの方が申請をしておられるのでしょうか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 毎月大体150人程度の申請がございます。

○奥村委員 ありがとうございます。

○坂口委員長 ほか。

伴委員。

○伴委員 ちょっと教えてください。私もこの国保会計全体の話なんですけど、たしかこの国保会計の負担、税ですね、に対して、見直しというの、たしか3年に1回されるように私は思っておるんですけど、それでよろしかったんですかね。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 見直しについては、国保運営協議会のほうでもご指摘がありますように、定期的な見直しをなさいたいということになっております。2年を過ぎたあたりで国保財政がどう推移していくのか、それも検討して行って、やはり3年をめぐりに一般的にはなっていないかと考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今、金額が変わってちょっとたっているんですけど、次の見直しのときには、また、これ、値上げしていかないと難しいというような格好になっておるのでしょうか。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 今後、27年に値上げして、あと、27年の決算状況、28年の決算状況、それをまた見てまいりますので、それに基づいて財政推計しますので、ちょっと今ここでは、すぐにはご答弁を控えたいと思いますけども、いずれにいたしましても、見直しをやっていきます。いかないと、やはり先ほどいろいろな質問もございますように、やはり全体的に国保の赤字、やはりまだ4億以上累積赤字があります。これの回収の問題もありますので、いずれにしても検討はしていくと。

それと、平成30年、県の国保の一元化も言われておりますし、そこらを見据えながら検討をしていくということでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 最後になんかお聞きしたいんですが、結局、今、もう一般会計から入れていただいています。その一般会計から、今後厳しく、値上げとのバランスですね、結局、値上げで赤字を解消していくのか、それとも一般会計、そっちのほうからも考えておられるのか、このあたり、どんなものですか。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 今、今年度予算でもそうですけども、今までの介護納付金分の赤字分について補填をしてまいりました。28年度予算、27年、28年度で、25年度分の赤字を解消してきました。改定は27年度ですので、26年度分の赤字、やはり約3,000万近く、恐らく残ってきます。これについても、やはり以前も申しあげましたように、これもやはり改定は27ですので、それより前の26、これはもう一般会計のほうでやはり補填していかないと考えております。ただし、27年度以降、改定しておりますので、それ以降については、やはりその時々々の国保の財政推計を見る中で、また、そのときの一般会計の状況を見る中で判断をいたしますけども、やはり今まで、平成12年度以降の介護保険始まって以降の分の介護納付分、もう相当な金になっております。恐らくもう4億円を超えていると思いますし、やはりいろいろな声を聞く中で、過大な一般会計の投入というのは、やはり会社員の方の税も入っておりますので、非常に難しい問題であるので、そこらは十分に検討して、結論を出していきたいと考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 おっしゃること、よくわかります。ただ、やっぱりこれ、4億を超える赤字を解消しようと思えば、なかなか、負担をふやしてでもなかなか難しい金額だと思うんですね。どこかでやっぱり、これ、判断していただく時期が来るんじゃないかなと私は思うんですが、もう一遍、そのあたり。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 例えば、もう恐らく今、27年度決算をやっても、やはり4億5,000万程度の赤字がやはり出てこようかと考えております。それを例えば、もう一気に一般会計で果たして補填したときに、ただ4億5,000万を一般会計のお金で補填したときに、果たしてどれぐらいの住民の方のご理解が得られるかというのは、やはり判断しなければならない問題だと考えております。といいますのは、今、申しあげましたように、それまで、平成12年からの介護納付分の赤字というのは、相当、これはもう何億、今、先ほど申しあげた、やはり4億近い金をつぎ込んでまいりますので、そこらを十分判断しないと、そのときの赤字を、例えば県一元化になっても特別会計として残ります

ので、それを徐々に解消していくのか、徐々に解消するために一般会計を補填しながら徐々に、10年かけて解消していくのか、そこらをやっぱり十分議員皆さま方とご議論申しあげて、一番いい結論を出していきたいと、このように考えております。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって、国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第21号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、議案第21号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきまして、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第21号

平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成28年2月29日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、特別会計予算書の59ページをお開きをいただきたいと思います。

予算総則を朗読をいたします。

平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,353,300千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,300千円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険事業勘定で介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険事業勘定で各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月29日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、座って失礼して、説明させていただきます。

初めに、本特別会計につきましては、平成28年度に地域包括支援センターを直営とし、指定介護予防支援事業を実施することから、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分をしております。

最初に、保険事業勘定の予算総額であります。歳入歳出それぞれ23億5,330万円の計上となっております。前年度と比較して、7,900万円、3.5%の増となっております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容をご説明申し上げます。

予算書の67ページをお願いします。初めに、歳入予算についてでございます。

第1款 保険料、第1項 介護保険料でございます。第1目 第1号被保険者保険料で、新年度は、5億3,876万5,000円を計上しており、前年度と比較して、1,380万3,000円、2.5%の減となっております。65歳以上の第1号被保険者に係る保険料であり、現年度保険料については、特別徴収分を92.2%、普通徴収分を7.8%として計上しております。

次に、第2款 使用料及び手数料、第1項 手数料であります。第1目 督促手数料で前年度と同額の5,000円を計上しております。

次に、第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金であります。第1目 介護給付費負担金で、新年度は、4億39万4,000円を計上しており、前年度と比較して、1,780万6,000円、4.7%の増となっております。

また、68ページの第2項 国庫補助金では、新年度は、8,259万5,000円を計上しており、前年度と比較して、752万1,000円、10.0%の増となっております。予算の内訳は、第1目 調整交付金として6,294万1,000円、第2

目 地域支援事業交付金の介護予防事業分として211万2,000円、第3目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分として1,754万2,000円を計上しております。

次に、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金であります。新年度は、6億2,509万4,000円を計上しており、前年度と比較して、2,346万8,000円、3.9%の増となっております。40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するものでございます。予算の内訳は、第1目 介護給付費交付金で6億2,272万9,000円、第2目 地域支援事業交付金で236万5,000円を計上しております。

次に、69ページでございます。第5款 県支出金、第1項 県負担金であります。第1目 介護給付費負担金で、新年度は、3億2,241万5,000円を計上しており、前年度と比較して、974万1,000円、3.1%の増となっております。

また、第2項 県補助金では、新年度は、982万7,000円を計上しており、前年度と比較して、202万2,000円、25.9%の増となっております。予算の内訳は、第1目 地域支援事業交付金の介護予防事業分として105万6,000円、第2目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分として877万1,000円を計上しております。

次に、70ページでございます。第6款の財産収入、第1項 財産運用収入であります。第1目 利子及び配当金では、新年度は16万7,000円を計上しており、前年度と比較して、5,000円、2.9%の減となっております。

次に、第7款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、前年度と同額の1,000円を計上しております。

次に、70ページから71ページにかけましての第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金であります。新年度は、3億5,896万4,000円を計上しており、前年度と比較して、3,523万7,000円、10.9%の増となっております。予算の内訳は、第1目 介護給付費繰入金として2億7,800万5,000円、第2目 地域支援事業費繰入金の介護予防事業分として105万6,000円、第3目 地域支援事業費繰入金の包括的支援事業・任意事業分として1,600万4,000円、第4目 その他一般会計繰入金として5,946万7,000円、また、第5目 低所得者保険料軽減繰入金として443万2,000円を計上しております。

次に、71ページの第2項 基金繰入金では、第1目 介護保険給付費準備基金繰入

金で1,400万円を計上しており、前年度と比較して、300万円、17.6%の減となっております。

次に、72ページでございます。第9款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金で、前年度と同額の100万円を計上しております。平成27年度に償還できない保険料について、新年度に繰り越すものでございます。

次に、第10款 諸収入、第1項 延滞金加算金及び割引料であります。前年度と同額の1万2,000円を計上しております。予算の内訳は、第1目 過料として1,000円、第2目 第1号被保険者延滞金として1万円、第3目 第1号被保険者加算金として1,000円を計上しております。

また、第2項 雑入では、弁償金等の雑入といたしまして6万1,000円を計上しております。第1目 滞納処分費、第2目 弁償金、第3目 違約金及び延納利息、第4目 第三者納付金、第5目 返納金でそれぞれ1,000円、第6目 納付金として3万4,000円、また、第7目 雑入として2万2,000円を計上しております。

続きまして、歳出予算でございます。

74ページでございます。第1款の総務費、第1項 総務管理費でございます。第1目 一般管理費で、新年度は、3,754万7,000円を計上しており、前年度と比較して、836万3,000円、28.7%の増となっております。介護保険事務にかかわる職員の人件費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算システムのソフト使用料などに係る費用等を計上しております。また、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修費用として68万1,000円、マイナンバー制度対応関連システム連携検証業務に係る介護保険システム改修費用として159万3,000円を計上しております。

次に、75ページの第2項 徴収費でございます。第1目 賦課徴収費で、新年度は、130万3,000円を計上しており、前年度と比較して、40万3,000円、23.6%の減となっております。介護保険料の決定通知や納付書等の送付などに要する費用等であります。

次に、76ページでございます。第3項の介護認定審査会費であります。第1目 介護認定審査会費で、新年度は、2,015万1,000円を計上しており、前年度と比較して、151万円、8.1%の増となっております。

次に、77ページの第4項 趣旨普及費であります。第1目 趣旨普及費で、新年度は、39万7,000円を計上しており、前年度と比較して、6,000円、1.5%の減となっております。

次に、第5項 介護保険運営協議会費であります。第1目 介護保険運営協議会費で、新年度は、介護保険の進捗状況等に関してご審議をいただくこととして2回の協議会開催を予定しており、委員報酬7万円を計上しております。

次に、第6項 地域包括支援センター運営協議会費であります。第1目 地域包括支援センター運営協議会費で、新年度は、前年度と同額の3万5,000円を計上しております。

次に、78ページでございます。第2款 介護給付費、第1項 介護サービス等諸費であります。第1目 介護サービス等諸費で、新年度は、19億9,539万5,000円を計上しており、前年度と比較して、6,274万1,000円、3.2%の増となっております。

次に、第2項 介護予防サービス等諸費であります。第1目 介護予防サービス等諸費で、新年度は、9,411万7,000円を計上しており、前年度と比較して、149万6,000円、1.6%の増となっております。

次に、79ページの第3項 その他諸費であります。第1目の審査支払手数料で、新年度は、258万6,000円を計上しており、前年度と比較して、18万円、6.5%の減となっております。

次に、第4項 高額サービス等費であります。第1目 高額サービス諸費で、新年度は、5,681万3,000円を計上しており、前年度と比較して、1,681万3,000円、42.0%の増となっております。医療保険制度と同様に、自己負担額が高額となり、所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額について償還払いにより給付するもので、その費用を計上したものでございます。

次に、80ページでございます。第5項 高額医療合算サービス等費であります。第1目 高額医療合算サービス諸費で、新年度は、492万2,000円を計上しており、前年度と比較して、42万2,000円、9.4%の増となっております。

次に、第6項 特定入所者介護サービス等費であります。第1目 特定入所者介護サービス等費で、新年度は、7,019万9,000円を計上しており、前年度と比較して、347万3,000円、5.2%の増となっております。施設に入所等されている低所得者の方の居住費と食費について、一定額を超えた費用について補足給付を行うものであります。

次に、81ページの第3款 基金積立金、第1項 基金積立金であります。第1目 介護保険給付費準備基金積立金で、新年度は、16万7,000円を計上しております。

介護保険給付費準備基金から生じる利息を積み立てるものであり、また、保険給付額に関して保険料等に余剰金が生じる場合は、その余剰金についてもこの基金に積み立てるものでございます。

次に、８１ページから８２ページにかけましての第４款 地域支援事業費、第１項 介護予防事業費であります。まず、第１目 一次予防事業費で、新年度は、２８４万６、０００円を計上しており、前年度と比較して、６４万７、０００円、２９．４％の増となっております。６５歳以上で、自立した生活を送ることができる高齢者の方を対象に実施する運動機能向上指導や認知症予防事業等に係る費用を計上しております。

次に、第２目 二次予防事業費であります。新年度は、５０３万円を計上しており、前年度と比較して、１６０万４、０００円、２４．２％の減となっております。要介護状態に移行するおそれの高い高齢者を対象として実施する介護予防事業に係る費用であります。

次に、８２ページでございます。第３目 総合事業費精算金であります。この目は、要支援認定を受けている本町の被保険者が、他市町村の介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用した場合に、そのサービスに係る費用を当該市町村に支出するもので、利用者があった場合に対応できるよう、予算計上したものであります。予算額として、昨年度と同様の５８万８、０００円を計上しております。

次に、８２ページから８５ページにかけましての第２項 包括的支援事業・任意事業費であります。まず、第１目 包括的支援事業費で、新年度は、１、８０２万６、０００円を計上しており、前年と比較して、４６７万４、０００円、２０．６％の減となっております。予算額が大きく減となっておりますのは、平成２８年度より、地域包括ケアシステムの構築をより一層推進するため、地域包括支援センターを直営により運営することに伴い、前年度まで予算計上しておりました斑鳩町社会福祉協議会への委託料を計上していないためでございます。

次に、８３ページの第２目 任意事業費であります。新年度は、１、１８１万６、０００円を計上しており、前年度と比較して、６７万７、０００円、６．１％の増となっております。配食サービスや緊急通報貸与事業、家族介護用品支給事業、認知症簡易チェックシステム導入事業等に係る費用を計上いたしております。

次に、８４ページでございます。第３目の在宅医療・介護連携推進事業費であります。新年度は、９万３、０００円を計上しており、前年度と比較して、７万９、０００円の増となっております。在宅医療と介護の連携に関する研修会等に係る費用を計上してお

ります。

次に、第4目 認知症総合支援事業費であります。新年度は、77万2,000円を計上しており、前年度と比較して、62万6,000円の増となっております。認知症初期集中支援チーム検討委員会の委員報酬や認知症に関するパンフレット作成等に係る費用を計上しております。

次に、第5目 介護予防ケアマネジメント事業費であります。地域包括支援センターにおいて、予防事業のための介護予防プランを主に作成する保健師等に係る費用として、509万5,000円を計上しております。

次に、第6目 総合相談事業費であります。地域におけるネットワークの構築を築くため、保健・医療・福祉サービス等のさまざまな関係者において地域検討会を開催する費用として、6万3,000円を計上しております。

次に、第7目 権利擁護事業費であります。地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する業務を主に行う社会福祉士に係る費用として、585万1,000円を計上しております。

次に、第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費であります。地域包括支援センターにおいて、地域や関係機関との連携や個々の介護支援専門員に対する支援等を主に行う主任介護支援専門員に係る費用として、671万6,000円を計上しております。

次に、第9目 生活支援体制整備事業費であります。生活支援コーディネーターの配置業務に係る費用として、380万円を計上しております。

次に、85ページから86ページにかけましての第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金であります。予算の内訳として、第1目 第1号被保険者保険料還付金が100万円、また、第2目 償還金、第3目の第1号被保険者還付加算金がそれぞれ1,000円、合計で100万2,000円を計上いたしております。

最後に、第6款 予備費の第1項 予備費であります。第1目 予備費で790万円を計上いたしております。

以上が、保険事業勘定の説明でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定でございますが、95ページをお開きいただきたいと思っております。介護サービス事業勘定の予算総額であります。歳入歳出それぞれ1,130万円の計上をしております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容をご説明申しあげます。

予算書の99ページをお開きいただきたいと思います。初めに、歳入予算でございます。

第1款 サービス収入、第1項 予防給付費収入であります。第1目 介護予防サービス計画費収入で1,127万2,000円を計上しております。地域包括支援センターにおきまして介護予防サービス計画を作成することに対する収入となっております。

次に、第2款 諸収入であります。第1目 納付金で、臨時職員の雇用保険料納付金として2万6,000円、第2目 雑入で、コピー代等として2,000円を計上しております。

続きまして、歳出予算でございます。

100ページでございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費であります。第1目 一般管理費で2万6,000円を計上しております。介護予防計画を作成するための消耗品費となっております。

次に、第2款 サービス事業費、第1項 居宅サービス事業費であります。第1目 居宅サービス事業費で1,117万4,000円を計上しております。臨時職員の賃金や介護予防サービス計画策定業務の委託料等となっております。

次に、第3款 予備費、第1項 予備費であります。サービス事業勘定に係る予備費として10万円を計上いたしております。

以上が、サービス事業勘定の説明とさせていただきます。

以上で、議案第21号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○坂口委員長 介護保険事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 今回、会計を保険事業勘定と介護サービス状況勘定っていうことで分けるというふうになってはいますが、若干、触れて説明はいただいていますけども、この予算委員会の中です、こうした形で分けてしていくということについて、きちっと説明を受けたおきたいなと思いますけども。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この平成28年度よりですね、初めて、この介護保険の特別会計を、保険事業勘定とサービス事業勘定という形の2つの勘定に分けさせていただきました。こ

の新たにサービス事業勘定を設けたわけですが、こちらにつきましては、指定介護予防支援事業所として1つの事業所の経営となりますので、その会計を明確にするためですね、1つの会計を分けさせていただいたところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 新たに始まっていく総合事業についてということで、より収支がわかりやすくということで分けられたということですが、また、後のほうでもちょっとお聞きしますけども、ちょっと順番に、じゃあ予算書のほうでお尋ねしていきたいと思うんですけども、まず、67ページのほうですね、保険料が減になっているんですけども、これはどういった理由によるものなんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 第1号被保険者の保険料が、前年度と比較いたしまして本年度の予算が減になっているところのご質問でございますけれども、まず、この保険料の予算の算出の方法なんです、前年度のそれぞれの保険料段階別の人数から推計をしております。そのかげんで、前年度、5億5,256万8,000円という予算を組まさせていただきましたわけですが、今年度を迎えます、27年の7月に当初賦課をしたわけですが、そのときに前年度所得をもとに保険料賦課をさせていただきました結果、現在、調定の見込みとして、現年分が5億3,100万円となっております。その5億3,100万円から見ますと、この5億3,876万5,000円っていうのは1.3%増の予算になりまして、かつ、保険料の低所得者対策等が入ってきておりますので、その分の保険料の減の分もございまして、前年度予算から見ますと下がっているようなんですけれども、現実には増加してきているというところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、第6期の計画で見ると28年度は3年目になるかと思うんですけども、その計画で照らすとこの保険料収入っていうのは見込みどおりのものなのか、そうじゃなくなっているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 保険料のこの収納額的には順当な数値で推移してきていると考えています。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。

あとですね、28年度も基金も取り崩すということで組んでいただいておりますけども、

何か、よその町、聞きますと、介護報酬が下がるからってということで給付金が余ってくるような話をね、聞いているんですけども、斑鳩町ではそういった実態はないんですかね。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 平成、この27年度の現在の状況でありますけれども、事業計画値に対しては94%のあたりで推移をしております、この辺は予想される範囲内の数値だと思っておりますので、順調に運用をしておりますのかなというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 順調についていう、見込みどおりということなんですね。そうすると、当然、この予算に出していただいているように、やっぱり基金を取り崩して給付に充てるというような形で推移していくというふうに理解しておいていいですかね。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 とりあえず基金に関しましては、計画どおりですね、今回の保険料につきましては基金を取り崩してこの保険料算定をしておりますので、まず、計画どおりに基金取り崩しは実施していきたいと思っております。その上で、給付が計画よりも下がってきた場合につきましては、当然、年度末決算において基金にまたその分は戻していくという形になりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 まだ決算出ていませんので、また27年度がどうだったっていうのは、また決算のときに見せていただきたいと思います。

それと、77ページのところに地域包括センターの運営協議会費が計上されているんですけども、これ、私もあまり今まで注視していなかったんですけども、そもそもどんなときに開かれるもので、今まで開かれてきたのかどうか、ちょっとこの点をお尋ねしたいんですけども。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 地域包括支援センターの運営協議会ですけれども、基本、その上の介護保険運営協議会と同時開催を原則としております。委員さんにつきましては同じ委員さんになっておりますので、介護保険運営協議会を実施して、一旦終了しまして、包括運協を開いているところでございます。

包括運協の役割といいますか、業務内容的には、今後は特にこの地域包括ケアシステ

ム、包括支援センター運営に係るその辺の取り組みの審査、あと、地域密着型サービスですね、町で言いますとグループホームでありますとか、そちらのほうの地域密着型サービスの指定に関することでもありますとか、運営に関することも、この包括支援センターの運営協議会の所掌事務の範囲になっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、総合事業のスタートに向けて、いろいろ西和7町で協議をしている段階かなというふうに思いますけども、制度変わって、ボランティアの方にやっていただくような仕事がどんなことになるのかなっていうのも、決まっているのか、決まっていないのか、ちょっとまだどういう段階かよくわからないんですけども、例えばそんなものの調整をするのに、7町での話し合いは町からどういった方が出て協議されているのか、それについてもこの地域包括支援センターの運営協議会の中で協議がされているのか、いくものなのか、ちょっとその辺よくわからないんですけども、その関係について、教えてもらえますか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 まず、7町の取り組みにつきましては、総合事業の関係において、サービスの提供事業者っていうのは斑鳩町だけではございませんので、このあたり全て7町関連しておりますので、総合事業取組事業者の指定の基準でありますとか、介護報酬等も同じであれば、事業者さんにとっても、利用者さんにとってもメリット等がございますので、その辺の報酬基準について、7町の担当者レベルになります各介護保険の包括支援センター、介護保険の担当課が7町集まって、現在、基準づくりといたしますか、そういうものを実施しているところでございます。

それで、この地域包括ケアシステムの取り組みに関するこの包括支援センター運営協議会のかかわり方ですけれども、この地域包括ケアシステムには、この総合事業初め、在宅介護の連携でありますとか、認知症の推進等の各種事業がございますので、このそれぞれの事業の取り組みについてですね、包括支援センターの運営協議会等でもご審議を、今後、こういった形で進めていくっていうことも含めて、ご審議をしていただきたいと考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、7町で基準をつくるっていうことでは、持ち帰って協議をしていただいてその結果を反映するっていうんじゃないしに、この地域包括支援センターについては、推進のほうで決まったことをどうやっぱり進めていくのかっていうことで進

渉管理をしていただくとか、そういう形になるっていう理解でいいんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 まずは斑鳩町としてこの地域包括ケアシステムをどう取り組んでいくかっていうところを、この28年度、29年度っていうのは非常に重要な期間になってきますので、その辺につきまして、この包括支援センターの運営協議会でもご審議をいただきながら、町のやり方を決めていきたい。その後、当然、進捗管理っていうのは出てくると思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。

あとですね、83ページの包括的支援事業のところなんですけども、説明にありましたように、28年度から地域包括支援センターを直営にしていくということで、部長、これ、事業費の説明のところ、予算減になったのがその委託料がなくなったからやということで説明いただいたんですけども、もともと委託料として計上していたの、1,365万円、昨年度計上していたと思うんですけども、せやけど委託をしなくなったからといって別にその分の費用がかからなくなったっていうんじゃないし、直営でやるようになったから費用は別に減っているわけではないというふうに思うんですけども、そこはどう理解したらいいんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 ただいま木澤委員おっしゃられたとおりでございます、この包括的支援事業費っていう予算科目においてはマイナスっていうことになっておりますけれども、当然、この包括支援センターを直営する、より強化するために人員も充実した形で配置、今回しておりますので、地域支援事業費といいますか、この包括支援センター運営に係る経費としてはふえてきているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、この467万4,000円、その他の部分での影響もあるでしょうけども、のマイナスについてはどう見たらいいんでしょう。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この467万4,000円のマイナスっていうところなんですけれども、この費目で平成27年度までは包括支援センターの委託費1,365万円っていうのを支出しておりましたので、その分が全くなくなりましたものでこういったマイナス467万円っていうのが出てきているわけですけども、この地域支援事業の包括的支援事

業費に、事業費の中でほかの費目を見ても、次の84ページ、例えばですけど84ページ、第5目 介護予防ケアマネジメント事業費で保健師の人件費でありますとか、第7目の権利擁護事業費585万1,000円が、これが社会福祉士の事業費でありますとか、その下の8目等ですね、こちらのほうで予算、人件費に係る費用がふえてきておりますので、実質は充実した予算にできているということでございます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

奥村委員。

○奥村委員 82ページの介護予防事業費の中でのこの一番上の運動機能向上指導業務ですけれども、これはどういったご指導っていうか、されているんでしょうか。内容を教えてくださいませんか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 こちらの予防事業につきましては、二次予防事業費っていうところがございます運動機能向上指導業務委託料でございますけれども、こちらのほうは、運動をメインとしておりますけれども、認知症のことでもありますとか、また、栄養関係、口腔関係も合わせた予防教室を行っております、全部で4クールございます。1回が毎週、3か月、12回ですね、12回を1クールとしておまして、これを1年かけて4クール、12か月を実施しているところでございます。これは二次予防事業でございますので、生活機能評価の中である一定の予防を行ったほうがいと判定された方に対して行っている事業でございます。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 その対象者の方の人数っていうのはわかりますか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 対象者ですけれども、現在、ちょっとこの数字、把握しておりませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

こちらのほうの参加につきましては、各クール、ほぼ定員に近い20人から25人程度ずつ各クール参加していただいているところでございます。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。

それと、83ページのところでございますけれども、委託料の中で、配食サービス事業、また緊急通報システムでございますけれども、それぞれ大体何人くらいがこの配食サービスを利用され、また緊急通報システム利用されておるか、わかりましたら教えて

いただきたいんですが。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 まず、配食サービスでございますけれども、現在、115名の方にご利用いただいております。緊急通報装置システムにつきましては、27年度、145人のご利用をいただいているところでございます。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

小林委員。

○小林委員 予算書の81ページの介護予防事業費についてです。委託料についてですけれども、毎回、参加される方は楽しみに、これ、生き生きプラザで多分されているのかなと思うんですけれども、毎回楽しみに高齢者の方々、斑鳩町内から、いろいろなところから来られます。雨の日とかはですね、ふだん運転されていなくても無理に運転されて、皆に会いたくて来られていますし、また、町外、いろいろなところから、来たいけれども利便性が悪いからちょっとなかなか参加できないっていう方がおられます。ところが、ことし秋にですね、コミュニティバスの実証実験が行われて、利便性が向上されて、より多くの方がですね、この事業に参加されたいと思われると思うんですけれども、それプラス、その実証実験をするに当たって、そういう、もしこの利便性が向上したらこの事業に一体どれくらいの方が来られるかというふうに、今年度予算でそういうこともいろいろ検討されたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この一次予防事業の運動機能向上等は、小林委員もおっしゃるように、非常に人気のある事業でございます。この一次予防事業というのが全ての高齢者の方を対象としている、どなたでも参加していただける、認定をお持ちの方を除くわけですけれども、元気な高齢者の方がふだんの予防活動、特に運動を中心にしていただく事業なんです。こちらのほうにつきましては、28年度予算で回数を倍、現在の24回から48回に倍増しております。毎回、定員50名なんですけれども、非常にこちら人気が高くて、もういっぱい状態ですので、これをもう倍増させてもらって、手厚い指導等もさせていただきながら、それぞれの方が各家庭でも予防を実施していただけるようにどんどん取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○坂口委員長 小林委員。

- 小林委員 これ使われることによって医療費が下がる、元気なお年寄りがふえるということで大変ありがたく、事業費もふやしていただいたということでありがたいんですけど、また、コミュニティバスが便利になることによってですね、もっと、もっとニーズが高まるかもしれませんので、そういう何か調査も今年度されて、平成29年度に向けてされてもいいのかなと思いますのでね、そのあたりもちょっと要望というか、考えていただきたいなというふうに要望させていただきます。
- 坂口委員長 中原福祉課長。
- 中原福祉課長 この介護予防事業の1つの課題でありますのが、どうやってそういった会場に来ていただくか、より来ていただきやすい環境づくりというところも非常に大事ですので、今年度は別に、地域に赴く介護予防教室もさらにちょっと充実はさせているところなんですけれども、その辺の、プラザへのどうやって来られるか等ですね、調査等もさせていただきながら、よりよい事業にするように進めていきたいと思います。
- 坂口委員長 ほか。
- 平川委員。
- 平川委員 84ページの権利擁護事業の中で、成年後見制度の研修っていうのが入っているんですけども、どういうことをされているのかっていうことと、実際にその成年後見制度を利用されている方が、どんなふうな方がいらっしゃるのか、何人くらいいらっしゃるのか、ちょっと実態をお伺いできればと思います。
- 坂口委員長 中原福祉課長。
- 中原福祉課長 まず、権利擁護事業費の中で成年後見制度の研修に関する費用等も予算で組ませていただいているわけでございますけれども、こちらのほうにつきましては、28年度ですね、この成年後見に特化した講習会的なものを開きたいと思っております。実際のこの権利擁護に関する数字につきましては、ちょっと、すみません、具体的なその数字を持っておらないんですけども、件数的にはそう多くありませんで、たしか5件程度、年間で、今年度でもその程度であると記憶しているところなんですけれども。
- 坂口委員長 平川委員。
- 平川委員 利用されている方は、お近くに親類の方とか、ご家族の方がいらっしゃるなくて、そういうケアマネジャーさんか何かから申請が上がってっていう形で利用されているんでしょうか。それとも、ご家族さんから依頼をされて、利用されているんですか。
- 坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長　そうですね、ケアマネさんからもございますし、民生委員さんからもございますし、当然、家族の方からも相談を受けているところでございます。

○坂口委員長　平川委員。

○平川委員　今後ますます高齢者の方もふえてこられて、今、身近にご家族がいらっしゃらないという方もふえてこられるかなと思いますので、また、そういう制度があるってということとか、必要な方が利用できるように、そういう周知等、またお願いしたいと思います。以上です。

○坂口委員長　ほか。

小村委員。

○小村委員　ちょっと予算とかかわるか微妙なんですけれども、先ほど小林委員おっしゃいました、81ページの一次予防事業費なんですけど、今、協働のまちづくりの中でも介護予防などをやられて、申請されている方がおられたと僕は記憶しているんですけど、そういう方との連携などをこの庁舎内の中でできているのかな、この協働のまちづくりで申請した中には、ジョイントをもっと、こう、町としていけば、よりよいものができるんじゃないかなっていうふうに思ったものも何個かあったので、そこら辺はどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○坂口委員長　中原福祉課長。

○中原福祉課長　そうですね、協働のまちづくり事業の中で介護予防の関係の団体の方がいらっしゃるっていうところは、非常に私どもとしても心強いところといたしますか、今後期待していきたいなと思っているところなんですけれども、平成29年度から実施いたします総合事業、こちらのほうはその中の1つの項目といたしまして、やっぱり地域の方々による介護予防事業っていうところも検討していかなければならないということになっております。そのあたり、そういった団体さんのお力をかりられることがないか等ですね、今後詰めていく年度になりますので、より、そういった地域の力っていうのをこの総合事業でも必要としておりますので、検討していきたいと思っております。

○坂口委員長　小村委員。

○小村委員　協働のまちづくりの中でもいろいろ、役場の1つの役割として、提案されたものに対して、こういうふうな団体がありますよ、そこを一緒にジョイントすればもっとよりよいものができるところもね、あると思いますので、それは庁舎内しっかりと横断していただいて、取り組んでいただけたらなと思いますので、要望だけさせていただきます。

○坂口委員長 ほか。

伴委員。

○伴委員 ちょっとまた教えてください。この介護保険を申し込む、急にぐあい悪なったというケース、ちょっと私、思っていますねんけど、その場合、どれぐらい、もしタイミングが悪い場合、どれぐらいの期間、認定がおりるまで、期間、かかるんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 まずですね、介護保険、これは法律の中でなんですけれども、申請をいただくと、基本、30日以内に結果を出すように努めることになっておりまして、基本的には、どうしても手続き的に30日かかるところがございます。

ただ、当然、介護が必要な方っていうのは30日待てない場合が多々ございますので、これは申請をした段階から基本的なサービスを使うことができます。1か月後に出た結果というのは、申請日にさかのぼって利用することができますので、その辺、ケアマネジャーと相談をする中で、その方の身体の状態からおおよその要介護度の状況等は見えてきますので、それぞれの介護度に応じて限度額がございますので、当然、それ、いっぱい以上に使ってしまうと自己負担等も発生してくるんですが、最初の結果が出るまでは最低限度必要なサービスを受けていただくことによって、申請日から利用できるっていうことをご案内はさせていただいておりますけど、基本的には30日ぐらいはかかるっていうところでご理解いただきたいと思います。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今、そういう回答をいただいて、ちょっと気になっていたんですわ。ぐあい悪なったなど、その期間の間に何か用品が、介護用品を買わないといけないとか、場合によったら住宅改修がどうしても必要な場合とか、いろいろある。そのときに、これは何か、そのとき、介護保険で言うたら何かこう、証明書みたいなものありますが、この申請中というのはどんな格好でそのあたり、介護用品を購入したりする場合なんかはどんな格好でできるわけでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 その利用者さんが、今、申請中だということがわかるものとしましては、申請のときに保険証をお預かりすることになりますので、保険証をお持ちでないという現実になるんですね。ただ、そのお預かりしますので、かわりに、かわりのものといいますか、資格者証的なものを発行させていただいております。基本的にはそれをもって申請中ですよということを事業者に言うていただくことも可能とは思いますが

も、ほとんどの場合は事業者さんからも役場に確認をいただく、認定、この方、個人情報との関係がありまして具体的な内容は申しあげないんですけれども、申請中かどうかっていうところは申しあげたりしながら、よりサービスがすぐに受けられるようにはさせていただいているところでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 すみません、何遍も。結局、急に介護が必要な形になって、事業者、どんな事業者もわからへんという状況の場合なんかでしたら、結局、そういう形、とりにくですわな、非常に、これ。そういうときは、民生委員さんに相談したりとか、そんな形になるわけですか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 民生委員さんの場合もございまして、包括支援センターがかかわる機会も多くなってきているところでございます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって、介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第22号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、議案第22号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第22号

平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成28年2月29日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、特別会計予算書の101ページをお開きいただきたいと思います。

予算総則を朗読をさせていただきます。

平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ381,400千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、失礼して、座って説明させていただきます。

初めに、本特別会計の予算概要であります。歳入歳出それぞれ3億8,140万円となっております。前年度と比較して、2,610万円、7.3%の増となっております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容をご説明申し上げます。

予算書の107ページでございます。初めに、歳入予算につきまして、説明を申し上げます。

第1款 後期高齢者医療保険料、第1項 後期高齢者医療保険料であります。新年度は、3億544万4,000円を計上しております。前年度と比較して、1,820万5,000円、6.3%の増となっております。予算の内訳は、第1目 特別徴収保険料で1億8,690万8,000円、第2目 普通徴収保険料で1億1,853万6,000円となっております。後期高齢者医療保険料は、おおむね2年ごとに財政の均衡が保たれるよう設定されることとなっております。平成28年度の保険料率は、所得割率が8.92%、均等割額が年額44,800円となっております。保険料総額は、広域連合の見積もりによる保険料となっております。収納方法の区分は、平成26年度実績に基づく割合で、特別徴収分を61%、普通徴収分を39%として計上しております。

次に、第2款 使用料及び手数料、第1項 手数料であります。第1目 督促手数料で、保険料の督促事務に係る手数料として、前年度と同額の2万円を計上しております。

次に、第3款 寄附金、第1項 寄附金でございます。第1目 寄付金で、寄附金があった場合の受け入れとして、前年度と同額の1,000円を計上しております。

次に、108ページでございます。第4款 繰入金、第1項 他会計繰入金であります。第1目の一般会計繰入金で、新年度は、7,487万1,000円を計上しております。前年度と比較して、789万5,000円、11.8%の増となっております。

一般会計からの繰入金として、保険料の徴収や被保険者証の交付など、町が取り扱う事務費繰入金558万9,000円、また、広域連合の運営に係る事務費負担金、低所得者の保険料軽減に伴う保険基盤安定負担金などの後期高齢者医療広域連合納付金繰入金6,928万2,000円を計上しております。なお、この後期高齢者医療広域連合納付金繰入金につきましては、公費負担相当分として一般会計から一旦本特別会計に受け入れ、さらに本特別会計から広域連合に納付する仕組みとなっております。

次に、第5款 繰越金、第1項 繰越金であります。第1目 繰越金で、前年度と同額の1,000円を計上しております。

次に、第6款 諸収入であります。第1項 延滞金、加算金及び過料は、前年度と同額の1万1,000円を計上しております。予算の内訳は、第1目 延滞金で1万円、第2目 過料で1,000円となっております。

次に109ページでございます。第2項の償還金及び還付加算金では、転居や死亡などにより前年度までに納付された保険料に還付等が生じた場合、その相当額を広域連合から受け入れるもので、前年度と同額の105万円を計上しております。予算の内訳は、第1目 保険料還付金で100万円、第2目 還付加算金で5万円を計上しております。

次に、第3項 雑入では、前年度と同額の2,000円を計上しております。予算の内訳は、第1目 滞納処分費で1,000円、第2目 雑入で1,000円となっております。

続きまして、歳出予算につきまして、ご説明を申し上げます。

110ページでございます。第1款の総務費でございます。第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、新年度は、143万5,000円を計上しております。前年度と比較して、4万1,000円、2.9%の増となっております。被保険者証の郵送など資格管理に係る事務費用であります。

次に、第2項 徴収費、第1目 徴収費では、新年度は、387万9,000円を計上しております。前年度と比較して、63万7,000円、19.6%の増となっております。後期高齢者医療保険料の徴収管理に要する電算関係の費用や納付書の作成費や郵送料などであります。

次に、111ページの第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金であります。第1目 後期高齢者医療広域連合納付金で、新年度は、3億7,473万6,000円を計上しており、前年度と比較して、2,542万2,000円、7.3%の増となっております。被保険者から納付される保険料相当額3億

545万4,000円と、歳入予算のところで申しあげましたように、一般会計から受け入れた広域連合の運営に係る事務費負担金1,306万5,000円、保険基盤安定負担金5,621万7,000円を広域連合に納付するものとなっております。

次に、第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金であります。第1目 保険料還付金及び還付加算金で、前年度と同額の105万円を計上しております。

最後に、第4款 予備費であります。前年度と同額の30万円を計上いたしております。

以上で、議案第22号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○坂口委員長 後期高齢者医療特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 この後期高齢者の会計については、2年に1回、料金の見直しをするということで、部長のほうからも説明ありましたけども、所得割率については100分の8.92にすると、均等割額については4万4,800円にするということで値上げになるんですけども、1人当たりの保険料にすると、どれぐらい変わるんでしょうか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 1人当たりの保険料でございますが、広域連合のほうからその額について示されております。現行におきましては、1人当たり7万1,554円で、新しく改定になります28年、29年度につきましては7万1,517円、37円下がるということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 率と均等割額についてはふえるけども、1人当たりの保険料は下がるっていうのは、どういう状況なんですか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 これにつきましては、考えられますのは、1人当たりの所得の減と、均等割りの軽減の拡大が実施されますので、その影響があるものと考えられております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 後期高齢者のこの医療に加入されている人数、ちょっと経年的に教えていただけませんか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 平成25年度におきましては3,432人、26年度におきましては3,541人、27年度におきましては3,702人、28年度の見込みでございますが、3,846人と見込んでおります。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 所得が下がったり、軽減の金額がふえていたりということで1人あたりは下がるけども、人数自体はふえているので全体の保険料額自体はふえているという認識でいいんですね、そうしたら。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 歳入のほうを見ていただいたらわかるんですが、保険料にいたしまして1,820万5,000円、前年度と比較して、本年度ふえておるということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 奇妙な現象やなと思いますけど、そういうことやというふうに見ておきます。

あとですね、先ほど部長の説明の中で、特徴が61%で普徴が39%やというふうにお聞きしたんですけども、普通徴収については、たしか介護保険と同じように年金から天引きできないと、年額で18万円以下の方が普通徴収になるかなというふうに思うんですけども、この普通徴収の料金の割合が、徴収割が結構高いかなというふうに思うんですけども、この普通徴収の方の人数についても、ちょっとどういう推移になっているのか、教えていただけませんか。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 25年度からでよろしいですか。平成25年度におきましては、普通徴収の方が782人、26年度におきましては784人、27年度におきましては902人、28年度におきましては942人と見込んでおります。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、やっぱり言うたら低所得の方が非常にふえている状況なのかなということだと思います。

この後期高齢の会計につきましては、決めるのは全部広域連合のほうで決めてしまいますので町のほうでの裁量はありませんけども、保険料の増額になるということを含めまして、やっぱり運営上、改善していく必要があるなど。そもそもその制度自体廃止すると言っていたのが、方針が変わってしまったことについては非常に残念でなりません

けども、私はこの会計の、今回の会計については問題があるというふうに指摘していますので、そのことだけ申しあげておきます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもって、住民生活部所管に係る予算審査を終わります。

理事者入れ替えのため、11時10分まで休憩いたします。

(午前10時48分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 先ほど介護保険事業特別会計予算の中で奥村委員からご質問いただいておりました、二次予防事業の関係の対象者でございますけれども、1,130人が対象者ということでございます。

○坂口委員長 それでは、都市建設部・上下水道部所管に係る予算審査に入ります。

まず初めに、一般会計歳出、第2款 総務費について、説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管いたします予算につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の49ページをごらんいただきたいと思います。第2款 総務費、第1項 総務管理費のうち、都市建設部が所管いたします事業についてでございます。第8目 交通安全対策費であります。新年度は、929万6,000円、前年度と比較いたしまして、35万7,000円、4.0%の増となっております。本年度は、近年多発する高齢者の自動車の運転による交通事故を防ぐために、運転免許を自主返納した高齢者に対して公共交通の乗車券を配布するための予算を新たに計上しております。

以上、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管いたします予算についての説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 さんざん間違っているところなど聞いてきましたけども、今、部長説明していただいた分が、このその他の記念品というところで予算計上されているものというところで確認させていただきたいと思うんですけども。

○坂口委員長 本庄建設課長。

○本庄建設課長 今、委員おっしゃっていただいていますように、来年度から実施させていただくこととしております高齢者の運転免許自主返納の新事業ということで、I C O C A 75名分を、報償費として37万5,000円計上させていただいているところでございます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第5款 農林水産業費について、説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部 それでは、第5款 農林水産業費について、説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

予算書の91ページから96ページでございます。

恐れ入りますが、先に13ページをごらんいただきたいと思います。農林水産業費全体では、新年度予算額は、9,764万3,000円を計上しています。前年度と比較して、116万5,000円、1.2%の減となっています。

それでは、91ページをお開きを願います。まず、第1項 農業費、第1目 農業委員会費についてでございます。新年度は、800万4,000円、前年度と比較して、29万2,000,000円、3.8%の増となっています。主に、農業委員会の事務的経費であります。

次に、第2目 農業総務費であります。新年度は、2,334万円、前年度と比較して、817万4,000円、25.9%の減となっています。職員の人件費が主なものとなっています。

続きまして、92ページでございます。第3目 農業振興費についてであります。新年度は、553万5,000円、前年度と比較して、179万4,000円 48.0%の増となっています。各種の農業関係団体への補助金が主なものとなっています。

続きまして、第4目 土地改良事業費でございます。新年度は、4,494万2,0

00円、前年度と比較して、133万2,000円、3.1%の増となっています。農道や水路施設の整備・改修などに対して補助を行いながら基盤整備に努めることとしています。また、新年度では、町内の浸水被害の軽減を目的に、東里地区の農地に一時的に雨水を貯める機能を整備する事業に新たに取り組んでまいります。また、震災対策として、県が指定した警戒溜池であります桜池と天満池の耐震の再調査を実施するとともに、桜池について、溜池ハザードマップの作成を行い、溜池下流の住民の自主的な避難や危険回避行動などを支援し、被害の未然防止及び軽減を図ることとして、委託料で1,100万円を計上しています。また、いかるが溜池が持つ水辺空間を活用して自然と人が触れ合える交流の拠点として活用が図られるよう、県が昨年度に引き続き行います整備事業への負担金として、260万円を計上しています。

続きまして、94ページをお願いします。第5目 生産調整推進対策費についてであります。新年度は、407万3,000円、前年度と比較して、12万4,000円、3.0%の減となっています。食料自給率向上を目指すため、戦略作物等の生産拡大を推進し、水田における米の生産調整を主目的とする農作物の出荷販売を行った生産者に対して転作推進助成金の交付を行うこととして、国の補助に上乗せをして町単独の助成も実施してまいります。

続きまして、第6目 有害鳥獣駆除対策事業費についてであります。新年度は、103万7,000円、前年度と比較して、24万円、18.8%の減となっています。引き続きイノシシ被害防止対策事業として実施しています電気柵等の設置に対する補助を継続して行うとともに、猟友会によるイノシシやカラス、ドバトなどの駆除についても実施してまいります。

第7目 地域農政推進対策事業費でございます。新年度は、334万円、前年度と比較して、209万6,000円、168.5%の増となっています。昨年度に比べて大きく増額となっておりますのは、新規就農総合支援事業の対象者が1名増となることが主な要因でございます。

続きまして、95ページ、第8目 遊休農地解消総合対策事業費でございます。新年度は、76万9,000円、前年度と比較して、4万5,000円、5.5%の減となっています。毎年、農業委員会において遊休農地の実態調査を実施しています。この遊休農地実態調査の結果をもとに遊休農地所有者へ意識調査を行いながら、解消に向けた取り組みと実証展示圃におけるそば、菜の花、黒米、じゃがいも栽培を実施してまいります。また、実証展示圃での作付けにおいて、農作物の栽培サポーター、幼稚園・保育

所の園児によるじゃがいもの掘り取り体験などを企画し、子どもや非農家の方々が農業に触れ合う機会づくりの提供に努めてまいります。

次に、第9目 環境保全活動等支援事業費であります。新年度は、609万7,000円、前年度と比較して、186万2,000円、44.0%の増となっています。地域ぐるみで農地や農業用施設などを守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を実践する地域に対して、農地維持支払い、資源向上支払い、環境保全型農業の支援として実施される国の補助制度を活用する事業に、昨年の2地区に加え、新たに1地区において取り組みがなされることになり、その取り組みへの支援を行うことが大きく増額した理由でございます。

続きまして、第2項 林業費、第1目 林業振興費についてであります。新年度は、11万6,000円、前年度と比較して、10万1,000円の673.3%の増となっています。林業関係団体への負担金であります。

次に、第2目 地域で育む里山づくり事業費にでございます。新年度は、39万円、前年度と比較して、5万9,000円、13.1%の減となっています。奈良県森林環境税を活用し、引き続きボランティア組織や森林所有者の協力を得ながら、自然環境や景観を保持することを目的に、里山林の整備地を拡大しながら、ボランティア団体への活動を支援してまいります。

以上、第5款 農林水産業費についての説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 予算書の91ページの農業委員会費の委託料のところ、農地台帳システム保守業務委託料というのが今年度新たに計上されているんですけども、これはどういったものなんでしょうか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 これにつきまして、当町のほうで農地台帳システムを保有しておりますけれども、その保守点検業務ということで、農地法によりましてですね、農地台帳はその全部を磁気ディスクまたはこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをもって調製するという、また、農地台帳は正確な情報を確保するように努めるものとするということとされているため、この更新手続き等の点

検費用としてシステム会社に委託するものでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 業者委託で更新するということですね。わかりました。

そうしたら、次、予算の概要のほうになるんですけども、80ページの農地中間管理事業の実施というところで、今後ですね、中間管理事業を法人のほうで管理をしていただくと。今後、税制なんかのことにもかかわってくるような説明も常任委員会の際にいただきまして、これ見せていただくと、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターというところをお願いをするということになっているようですけども、これ、どういう団体なのかということと、システムのもちよっとどうなっていくのかというところでお尋ねしたいと思うんですけども。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 まず、農地中間管理機構とはどのようなものかということでございますけれども、これにつきましては、平成25年12月5日に農地中間管理機構の推進に関する法律というのができまして、それと、農地の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部の改正が、法律が改正され、12月13日に公布されました。この法律により、我が国の農業の構造改革を推進するために農地利用の集積化を行う農地中間管理機構が各都道府県に設置されたものでございます。

主な業務でございますけれども、地域内の分散した、錯綜した農地を整理し、担い手ごとに集約をする必要がある場合や遊休農地について、農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には基盤整備の条件整備などを行い、担い手がまとまりある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けを行っていくというような業務を行っておるということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 この団体自体はどういう団体なんですかね。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 これにつきましては、農地の、いわゆる出し手、それと受け手を取りまとめまして、その中でマッチングをしていくというような形で進めているような団体でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 その役割はそうなんですかね、これは斑鳩町内の団体なのか、それかもっと広い範囲でこういう団体があって、例えば幾つかの町とか県下の分もまとめて取

り扱うような形なのか、ちょっとその規模的なものもよくわからないんですけども。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 このなら担い手・農地サポートセンターと申しますのは奈良県に設置されておりまして、奈良県全域のものを一応引き受けていくというような形になっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 遊休農地の管理もやっていただいて、以前、私お尋ねしましたけども、耕作放棄地で個人として借りたいというような方もいらっしゃるって、町として、今、農地の貸し出しもやっていただいていますけども、それは阿波と稲葉のほうですかね、に限定されているけど、それ以外のところについても、こういうところができたらそれで、そちらのほうで中継をしていただくようなことも以前お答えいただいていたかと思うんですけども、今、聞きますと、県で1つの団体やということで、詳細なところまで管理していけるのかなって純粹に思ったんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 この団体はですね、日本全国各都道府県に1個ずつあります。もともと奈良県では農業振興公社というのがございまして、これが現在の公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターということで改名して、組織ができております。これが農地中間管理機構でございます。

ここにはですね、要は耕作できないのでどなたか耕作してくれる方がいないかということで、出してもいいよという方が手を挙げられます。そういう情報をですね、このセンターのほうに上げます。そこの地域でですね、逆に今度は借りて耕作をしたいという方が来られると。その方とのマッチングをしていただくということになってございます。そういう業務をやっていただいております、斑鳩町の中の遊休農地等ですね、先ほど申されました阿波等でやっておりますのは、あれは貸し農園ということでございまして、それと全く違うもので、貸し農園は、それぞれ耕作できない農地をですね、一般の方々がちょっと耕作をしたいと、部分的に耕作をしたいという方々に提供させていただいているもので、この今回の中間管理機構のですね、そもそもの目的といいますのは、農地を集約化をしていくというのが国の基本的な大きな方針でございまして、遊休農地を解消をするというよりもですね、大規模な集約農業を進めていくに当たって、つくれないところが部分的にありますと集約できませんので、そういうところを埋めていく、そういうためにですね、農作業できない人と耕作する人とをマッチングをして、耕作できる

ようなことにして、それを広く集約できるような大規模な農地にしていくというのが本来の目的でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、取り扱う農地の規模、面積ですね、一定、国の補助の対象は10アール以上でしたかね、農地転用、生産調整の関係でこの間出していただいたのがそうですけども、取り扱いの規模がひとつどうなったのかっていうのと、実際に斑鳩町内にある遊休農地としては、農業委員会のほうで調査していただいて実態を把握していただいていますけども、そことのリンクっていうのが、それとはもう全然関係ない話なのか、ちょっとその辺もよくわからないんですけども。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 まずですね、生産調整とは全く関係ないところの事業でございます、農業委員会では、遊休農地の解消に向けてですね、調査をし、それで放棄地の意向調査もしながらですね、解消に向けて非常に精力的に動いていただいていますけれども、これとは違う事業ということで、中間管理機構への個別のですね、耕作できないという方と耕作するという方をつなぐ、そういう事業ということでご理解願いたいと思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、取り扱う面積の一定の基準があるとか、そういうことになるんでしょうか。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 基準という、面積要件とかいうのはございません。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 なんとなくわかりました。

そうしたら次にですね、94ページの有害鳥獣のところですけども、この間、アライグマがふえてきていまして、町のほうとしても、一定、かごを設置する等の対策もしていただいていますけども、昨年、住宅地の中にもアライグマが出たということで、住民の方は非常におびえておられたんですけども、その被害の状況っていうのが拡大しているのかどうか。何か子どもさんがけがされるとか、そんな人的被害が出ていないのか、その辺心配するんですけども、今、状況としてはどうなっているんでしょうかね。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 アライグマの出没自体は、比較的情報としては多く寄せられている

ところでございます。それに伴う被害っていうのは、特に今のところけがをしたとか、そういったものは我々のほうでは聞いておらないんですけども、我々、そういう情報が入った場合には、こちらのほうで捕獲のおりを持って行って、捕まえていくというような対処をさせていただいているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、町として持っている捕獲用のかごですね、が何台あって、それで間に合っているのかどうか。だんだんやっぱり被害が進行してきているんですけども、県のほうなんかでも、本格的な対策っていうんですか、今、捕獲のほうでそれで対処していけると思っではるのか、何か対策を新たに講じようとしているのか、その辺の話っていうのはないんですかね。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 今現在、おりにつきましては30台程度保有しておりまして、住民さんからの対応には十分対応できているという状況です。

あと、県のほうでその対策というところにつきましては、今、特段こちらのほうに、アライグマ対策という形で何らかの施策っていうところはまいっておりません。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 基本的に外来種っていうのは生態系を破壊するということで、捕獲したら殺傷するというので、どの外来種に対してもそういうものが、基準があるかなっていうふうに思うんですけども、やっぱり今後ですね、これ、まだまだふえていくのかなというふうに思いますので、住民さんからの相談についても今まで以上に機敏に対応していただきたいですし、被害がやっぱり広がってくるようやったら、県とも協議してやっぱり本格的な対策が必要かなと思いますので、その調査、研究についてもお願いをしておきたいと思います。

そうしたら次にですね、95ページの林業振興費のところですけども、ナラ枯れ被害防除事業補助金というのも、これ、新たに計上していただいていますけども、これの内容について、お尋ねしたいと思います。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 ナラ枯れ被害の関係でございまして、ナラ枯れ被害については、非常に近年深刻化しているような状況でございまして、景観にも影響があるものでございまして、また、枯れた木の倒木ですね、それと落枝っていう、枝が落ちた事故などの発生などが懸念されるところでございまして、これにつきましては、山林所有者が

そのナラ枯れの被害対策として抜倒等の駆除を実施する際のその経費を補助金として2分の1を補助するという県の補助でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 以前に、郡山に向かう道路の沿道沿いに立っている木のナラ枯れのことをどなたか取り上げてはったと思うんですけども、そういう、一定、場所を決めて行うようなものではなくて、土地の所有者、山林の所有者の方に対する補助という形で、来年度以降どうなるのかちょっとわからないんですけども、継続的なものとして出ているんでしょうかね。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 ナラ枯れ対策については、非常にこう、奈良県下でも、斑鳩町のみならず、奈良市、郡山市等にも広がってきておりますので、県のほうでもこのナラ枯れ対策については非常に推進をしてきておりますので、引き続き実施されていくものと思っておりますけれども。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。

あと、質問ではないんですけども、新規就農の関係で新たに対象者1件ふえているということで、予算もつけていただいていますので、これまでも申しあげてきましたけれども、やっぱり後継者をつくるということでも非常に大切な取り組みだと思っておりますので、引き続きやっぱり充実していただきますようお願いをしておきます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

小村委員。

○小村委員 95ページのナラ枯れ被害防除事業補助金なんですけど、今、斑鳩町でナラ枯れっていうのは確認されているんですかね。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 具体的な数字的なものについては、ちょっと把握、調査できておりませんけれども、斑鳩町は裏山の矢田丘陵を中心に、ぽつぽつとナラ枯れが発生しているような状況は、目視によりは確認しております。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 それは例えば山林を持っている方が事業補助に対して応募されたらやっていくのか、もう町が持っているものやったら、町はもうこれを使ってやるのか、どちらなんですか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 事業主体は山林所有者ということになっておりますので、当然こういったことにつきましては広報して、山林所有者にこういう制度がありますよということも周知をしていかなければならないというふうには考えております。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 金額的に10万1,000円、県の支出金なのであれなんですけど、10万1,000円で、できるものなんですかね、このナラ枯れの被害対策。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 非常に広い範囲でね、目立つ、目視でも確認できるような状況ですので、この、今、新年度予算だけで十分にね、対応できるということではありませんけれども、まずは来年度こういうことをやってみて、それが活用していただけるようでしたら、そういったところも考慮しながら対応をしていきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 有害鳥獣の関係なんですけれども、サルが住宅地に出てきたっていうようなことが学校などからの連絡で伺ったんですけれども、そういうのは以前からあるんですか。何か対策とかは講じていらっしゃるんですか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 サルの対策ということなんですけれども、一応、我々としては、サルをそのまま捕獲するとかそういった対応はしていないんですけども、情報提供、これは総務課のほうとも協力をしながらですね、情報提供を流して、今ここら辺に出没したということで危険であるということを周知を瞬時にさせていただきまして、住民の皆さんに気をつけていただくような対応をさせていただいているというような状況でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 あらわれてくる頻度がふえているとか、そういうことは特にはないんですか。出てきている、目撃される頻度がふえてきているとかっていうことではないんですね、だから。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 ここ1、2年で、年に1回か2回ぐらいそういった情報が入ってくるというような程度ですね。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 わかりました。

あと、イノシシの被害のこの補助金の額が前年度より下がっているのは、これはどういう理由なんでしょうか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 この制度につきましては、25年度から、一応、制度化させていただきまして、大部分といいますか、相当の地域でこの電気柵の設置等がされていたことから、去年、27年度の実績も見ながら、若干減らさせていただいたということがございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 それと、新規就農の補助金なんですけれども、1名ふえたということなんですけど、金額的には倍以上ふえていますけれども、それはどういうことなんですか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 この事業、1名はふえたんですけれども、1人当たり150万ということで、2名で300万だったんですけれども、昨年度につきましては、これ、前期、後期2期に分けて75万円ずつの支給をするわけなんですけれども、昨年度は緊急対策の補正予算がありまして、前倒して75万円を先に、3月に支払ったということで、去年度は75万円の予算だということがございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 わかりました、ありがとうございます。

それと、遊休農地なんですけれども、町として、今、実態としてどういうふう把握しておられるんですか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 斑鳩町全域で農業委員会のほうで実態調査をさせていただいたところ、全体の面積といたしまして、9万867平米でございます、平成27年度で。以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 以前と比較してはどうなんでしょう。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 平成26年度が9万6,849平米でしたので、若干減っているという状況です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 わかりました、ありがとうございます。

それと、環境保全型農業の支援ということなんですけれども、町として特にその保全型農業をしている作物について、何かこう、お墨つきを与えるようなことをされているのか、それとも、県とか、ほかがされているものに対する助成ということなんですか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 この環境保全型農業といいますのは、環境に優しい農業の取り組みに対して、対象となる活動に対して補助をするような制度でございますけれども、これについて、町のほうで何かしているということはございません。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 と言うと、例えば県が、農薬の使用量をこれだけ控えたものを環境保全型農業をそういう作物として指定するという、そういうものに対して助成するということですか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 基本的には、原則は5割以上低減するということになっておりますねけれども、ナシの場合は3割という形で示されておるところでございます。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 今、言いましたようにですね、ナシにはそういう農薬を減らしてということですが、そのナシの品種を指定するとか、認定をするとか、そういった事業ではありません。そういう栽培に減農薬、減肥料とかでされる事業に対して補助するものでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 農薬の使用量を控えたってということで、消費者にとってみたら、これは安全な食品ですよっていう1つのアピールになってくるかなと思うんですけれども、そういうことを、町としてというか、周辺の自治体と協力してかわかりませんが、1つのそういうセールスポイントとして売り出すっていう、そういうことで助成しているっていうわけではないってことですか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 今おっしゃっていただいたような形での助成ということではございません。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 わかりました。

斑鳩で、この今回の予算の中にどういうふうに反映されているのかちょっとわからないんですけども、斑鳩でつくられた果物だったり、野菜だったりというときに、何かこう、斑鳩を売り出せるようなものをつけて販売すると付加価値が少し高くなるっていうようなことを伺ったことがあります。普通に農協に出荷されている場合は、どこで生産されているのかっていうのはあまりこう、消費者の方も意識することはないと思いますけれども、直接販売をされておられる果物だったりっていうときに、ちょっと斑鳩らしいパッケージをつけていることで、ほかよりは高く売れたり、関心を持ってくださる方がふえたりっていうようなことを聞いたこともありますので、そういうことを何か取り組んでおられることがあるのかっていうことはありますでしょうか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 ナシ栽培の場合は、パッケージに斑鳩のイメージのついたデザインなどをされて、栽培をされているというような状況は確認しておりますけども、それ以外の食物につきましては、有機栽培の場合には有機栽培でつくっているというような表示をされているというようなことは伺ったことはございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 わかりました、ありがとうございます。今後またそういうこともあれば、少しは今よりも高くなるような取り組みになると思いますので、また将来的に検討していただければと思います。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって、第5款 農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

ここで、13時まで休憩いたします。

(午前 11時45分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第6款 商工費につきまして、説明をさせていただきます。

す。座って説明させていただきます。

予算書の96ページから99ページでございますが、恐れ入りますが、先に13ページをごらんいただきたいと思います。商工費全体では、新年度予算額は、1億2,405万3,000円を計上しております。前年度と比較して、1,374万6,000円、10.0%の減となっております。

それでは、96ページをお願いいたします。まず、第1項 商工費、第1目 商工総務費についてであります。新年度は、2,248万1,000円、前年度と比較して、63万3,000円、2.9%の増となっております。職員の人件費が主なものとなっております。

次に、97ページ、第2目 商工振興費であります。新年度は、2,581万8,000円、前年度と比較して、1,165万6,000円、82.3%の増となっております。商工会へ引き続き財政支援を行うとともに、新年度も発行されるプレミアム商品券の発行事業に対し、町単独事業として支援を行うこととしています。また、新年度では、若年層や子育て世代を初めとする幅広い年齢層の就労を地域産業の担い手として確保することを目的に、就労支援やテレワーク等の機能を持った（仮称）創業支援センターの整備を行うこととしています。

続きまして、第3目 観光費についてであります。新年度は、1,937万円、前年度と比較して、210万8,000円、12.2%の増となっております。観光協会と連携を図りながら、積極的に観光及び地域情報のPRを行うこととしています。

次に98ページ、第4目 観光会館費についてであります。新年度は、37万7,000円、前年度と比較して、1万5,000円、4.1%の増となっております。観光会館の維持管理に要する経費であります。

続きまして、第5目 歴史街道ネットワーク事業費であります。新年度は、3,974万4,000円で、前年度と比較して、1,017万3,000円、20.4%の減となっております。昨年度と比較して減額となっております要因は、法隆寺界限における歴史的建造物等の修景整備費用の助成を昨年度から実施しておりますが、新年度では、昨年度に比べてやや少ない整備が見込まれているためであります。

次に 第6目 iセンター・観光自動車駐車場管理運営費についてであります。新年度は、1,626万3,000円で、皆増となっております。新年度からは、斑鳩町における観光情報発信の拠点施設として、また、住民相互の交流の場として活用いただいております法隆寺iセンターの管理費と観光自動車駐車場の管理について一括して運営管

理することとし、その下にございます、これまでの法隆寺 i センター管理費及び観光自動車駐車場運営費を廃目とするものでございます。

以上が、第 6 款 商工費についての説明でございます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第 6 款 商工費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 まず、予算書の 97 ページのところの創業支援センターですけども、今まで話を聞く中では非常に期待できるものかなというふうに思っているんですけども、これ、体制的にはどんなふうになって、今後ですね、実際に運営していかはるのにどういうふうな形で進んでいくのかなというのをお尋ねしたいんですけども。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 創業支援センターなんですけども、先ほど部長のほうの説明もございましたように、いわゆる若い世代であったり、また、子育て世帯であったり、そういった方の就労、また、担い手の就労ですね、そういったものを進めていくと。平成 28 年度、新予算では、とりあえず環境の整備させていただきたいということで、600 万円、整備費として上げさせていただいています。

その中で、先進地の事例を見てみますと、創業支援員という専門の方がおられまして、その方でいろいろな、例えば県の機関であったり、金融機関であったり、そういったところに相談の糸口を、こう、見つけてあげるよといった形の支援員を置かせていただいて、今後、斑鳩町の創業、起業を支援していくと。さらには、若い人たち、女性の方の、いわゆる就労ですね、そういったものを支援させていただくというような形で考えているところです。

ひとまずは、28 年度は、とりあえずそのスペースですね、そういったものを整備させていただきたい。できましたならば、途中のほうで補正予算でも組ませていただいて、できる限り早い段階で支援センターのほうを開設させていただいて、いち早くそういったものに対応していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(「テレワークは。」と呼ぶ者あり)

○面巻企画財政課長 すみません。それと、もう 1 点、うちの場合、創業支援センターと、ひとつ、テレワーク機能、これ、テレワークといいますのは、離れているところで仕事

をできる、いわゆるパソコンとか、そういったものを使って仕事できる場を併設させていただきたいというふうに考えておりました、これをすることによって、多様な働き方ですね、特に女性の方とか、男性の方もそうなんですけども、子育て中の方とか、そういった形で、会社まで行かなくてもそこで仕事ができるような環境をつくってあげて、それを、いわゆる女性の方でしたらM字のほうですね、ちょうど子育て世代とか、妊娠された世代で一旦こう、就労が落ちるんです。そういったM字カーブっていうのを、こう、なだらかなカーブに上昇させていくと。多様な働き方を支援していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 28年度で環境的な整備を行うということで、実際にどこやとか、目星つけて、もう考えてはるんでしょうか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 28年度でそういう環境をしていきますから、大体、主たるものは確定ちゅうのか、そういうことで進めていきたい。それは、駅前の南口の駐在所等がございましたあの施設を有効利用していきたいと思っております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そこを有効活用される予定だということで進めようとしていただいているということで、イメージ的には、いろいろ就労とか創業したい人がそこに相談に行くっていうような形でイメージしたらいいんでしょうかね。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 そうですね、いわゆる窓口相談もやりますし、例えば、起業したいと言われた人に起業までの支援をしてあげると。そういった方の専門の方を置かせていただいて、そういったものを支援していくというような形ですね。窓口相談もありまして、私は就労をしたいんですけど、起業したいんですけどもどうですかって言われたときに、いろいろとこう、当たらなければならないところがございます。そういったところのつなぎとか、また、そこまでの、起業までの支援であったり、そういったものをつなげていきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、町単でやられると思うんですけども、例えば、町とのかかわりとか、商工会さんなんかもかかわっていくのかなっていうふうに思うんですけども、そこ、かかわりっていうか連携とかですね、いうのはどういう形になっているんでしょうか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 これは町単事業で今回はやらせていただくものでございまして、おっしゃいますとおり、いわゆる町だけではできません。いわゆる起業、就労といった部分については、幅広い関係機関がございます。例えば、奈良県のほうでしたらよろず相談所みたいな形で取りまとめたところもございますので、そことの連携もございますし、また、町内でしたら商工会とも連携しながらいろいろな情報を共有していくといった部分もございますので、さらには、金融機関との橋渡しもございますので、そういったところでいろいろと連携しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、町単ではやるつもりではいてるんですけども、いわゆる新型交付金ですね、平成28年度以降、新型交付金、これもできたら活用していきたいと。そのために、まち・ひと・しごとの斑鳩町版の総合戦略の中にも盛り込ませていただいているというふうな形なので、できたらそういったものも活用しながら充実させていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

先ほど先進地の例なんかでおっしゃっていただきましたけども、これは何かこういう資格っていうのがあって、そういう仕事をしてはる人がいてるのか。どんな人にこれをやっていただこうと思っているのか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 国のほうとか、先進地を見ていますと、そういった人材の派遣を受け入れられるところもございます。そういった中小の関係の、いわゆる育成を専門的にやっておられる方がある団体のほうに所属されて、それを受け入れられている団体もございます。また、違ったところでは、町内の方でそういった方がおられたら、そういう方にご支援願いたいというふうな形の多様な形でやっておられますので、これだというのは現在のところはない状態なので、適した人を、こう、選んでいって、その方で窓口を開設したいというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 これについては需要はいっぱいあるというふうに思いますので、よい方向で、住民の皆さんにも活用いただけるように進めていっていただければなというふうに思います。

それと、続きまして、その下のところのプレミアム商品券なんですけども、これまでは国・県の補助があって、それを活用する形でやってきましたけども、その中でですね、実際、町内でも大手スーパーでよく利用されるということもあって、これ、分けるの難しいかもしれませんが、商店さんなんかで利用していただいている割合とかですね、その辺ってというのはわかるんでしょうかね。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 この関係等については、去年は国が補助金を出してやりましたですね。問題はですね、ただ、補助率を20%あるいは多子世帯の関係等については25%ですか、しましたですね。ただ問題は、これをできる限りやっぱり広くの方々に買い求めていただくというのが、一番本来なんです。ただやっぱり1人10枚という限定をしていますから、かなり10枚をかうて、やっぱり買われた方は、それだけの、20%ありますから、やっぱりジョーシンとか、あるいはそういういろいろなところへ行かれて、品物を買われると。大半はそういうところへ流れています。やっぱり地元の商売屋さんというのは、金額的に低いですから、仮に食事をして、飲食しても、やっぱり1回2,000円、3,000円ということになりますからですね、そういう率から考えますと、やっぱりそういう形ということで。

ただ、これは国の補助事業をされましたけども、私はその前の年も斑鳩町は商工会とやっていますようにですね、できる限り、もうこの20%は下げられませんから、仮に28年度するにしても、やっぱり1人1枚ずつですね、購入を求めていただくような、そういうものをして、できるだけ多くの方々にできるだけ行き渡るようにしていくことが、私は一番大事やろうと思っております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 1つは、主体は商工会さんのほうでされるということで、町は補助金を出していくという形なので、実際に、去年は並んで買っていていただいていますけども、全国的に見ると、抽せんで、郵送等で応募いただくとか、いろいろなやり方はあるかなと思うんですけども、1つやっぱり効果的なものとしてですね、これ、やれば効果はあるとは思いますが、ただ、町単でやっぱりこれだけの金額をかけてやっていくっていうのはどうなのかなということは、非常に、ちょっと私はね、今、国・県の補助があるときにやっていくことについては、有効活用できるという意味でよかったかなと思うんですが、やっぱり結局大手スーパーなんかで利用されてしまうと、町単でお金つけてやっていくっていうことについては、効果的なものにはね、よく検証しないといけないなど

いうふうに思っているんです。この点については、ちょっとどうなのかなというふうに思っていますので、これもまた決算のときにも検証していきたいなというふうに思います。

それとですね、ここの観光費のところになるかなと思うんですけども、今度、予算の概要の37ページのところで、無線LANの整備ですね、をしていただいています、これ、28年度だけじゃなしにこれまでも予算計上していただいていたかなと思うんですけども。

(「37ページ違うんがちがう。」と呼ぶ者あり)

○木澤委員 そうや、これ、予算の概要ではなくて、予算関係参考資料の37ページ。費用の内訳が載っているんですけども、これについては、子ども模擬議会なんかでももつとふやしてほしいという声もありますし、実際に、観光地としてこういうふう無線LANで情報を得られるスペースを広げていくっていうのは今は主流の流れかなというふうに思うんですけども、28年度、整備はされるとして、その後ですね、の状況に、状況っていうか、考え方について、町としてはどんなふう思っているのかなというのをお聞かせいただきたいんですけども。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 まず、この無料無線LANにつきましては、観光地の全体に流れとしてはですね、今、委員おっしゃっていただいたところでですね、どんどん普及をしていって、外国人観光客等もですね、こういったニーズが高いということでございまして、今年度ですね、斑鳩町も導入したわけですけど、やっぱりその状況といいますか、観光の拠点等をですね、考えながらですね、今後、また動向を見ながらですね、配置はしていく必要があるかなと思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 できたらどこどこを拠点にして計画的にふやしていくんやということで進めていただきたいなというふうに思っているんですけど、動向を見ながらということですが、その辺の計画の整備っていうんですかね、も視野に入れて、ちょっと検討いただきたいなというふうに思いますので、これはお願いをしておきます。

続きまして、予算書の97ページの観光・防災情報アプリのサーバー運営保守業務委託料っていうことで28万1,000円上がっていますけども、これ、新たに計上していただいていますけども、どういったものなんでしょうか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 これにつきましては、今、斑鳩観光、I、防災アプリの普通点検の委託料ということで、今年度、27年度につきましても、一応これにつきましては予算計上をさせていただいております。補正予算の中でさせていただいております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、そうしたらもう見落としていたのかなと思いますけども、これは保守業務ということで、運営保守業務ということで計上していただいておりますけども、更新なんかは、今までやったら、お聞きしていた分は職員さんがやっていたのかなと思うんですけども、更新等を業者のほうでしていただくような形で委託をしているものなんでしょうかね。ちょっと確認させてほしいんですけど。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 いわゆる情報の更新といいますか、そういったものにつきましては、ちょっと専門的な技術になってまいりますので、これはもう業者さんのほうでしかできないというところがございます。それと、緊急時の対応ですね、そういったものについてもいただいているというものでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら、理解としては、最新の情報を業者さんのほうで更新していただいていると、そういう運営の委託だということで理解してよろしいですか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 いわゆるそういった新しい最新情報をとということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 もともと導入等に非常に多額の費用をかけてつくったものですし、やっぱり最新の情報を常に提供してあって、アクセス等もやっぱりふやしていただきたいなと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

そうしたら、次にですね、観光ルートサインの関係ですね。これも国の補正で対応してきていますけども、今後、計画をつくっていくということで、大体どれぐらいのスパンでつくろうとしてはるのかということと、あと、いろいろ、やっぱり駅おりて、法隆寺までようわからへんとか、住民の方からもいろいろな声を聞くんですけども、そうした住民の方の声なんかも反映していただけるのかなと思いますけど、その体制的なものっていうのはどんなふうを考えてはるのか、お尋ねしたいと思います。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 体制的なものということでございますけれども、一応、観光案内を

されている方等の意見を聞く機会を設けましてですね、こういった場所に配置することが効果的なものになるのかというような、もろもろの、そういったサインに対するご意見はいただいているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 あと、スパン的にはどれぐらいの期間で考えているんでしょう。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 平成27年度で既に観光サインの再配置の検討とか、設計、更新計画の立案とかというものを目的に、観光施設の抽出とか、ランクづけ、案内経路の設定、配置検討は行ってきてまいりましたので、引き続き来年度につきましては、具体的に27年度に策定した整備計画をもとに、新年度において具体的な計画を策定していきたいということであります。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 もう1点だけ確認させていただきたいんですけども、またある程度まとまった案の段階で、担当常任委員会のほうには事前に、報告っていうんですかね、説明をしていただけるものなんでしょうか。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 また、そういったご要望等ございましたらですね、説明はさせていただきますよういたします。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、よろしく願いしておきます。

○坂口委員長 ほか、ございますか。

小村委員。

○小村委員 先ほどもあがっていたんですけど、97ページのプレミアム付商品券なんですけれども、平成26年度2,000部だったと思うんですけど、商品券とリフォーム券合わせてですね、平成27年度は幾ら発行だったのか、28年度はどれくらいを予定しているのかっていうのをお聞かせください。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 平成26年度につきましては、発行総額として2,200万円、そして平成27年度は2億4,000万円を、総額ですね、発行総額、プレミアム分を含まれたものがございます。新年度につきましては、3,600万円を予定しているところがございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 もう一度確認です。平成27年度は、2億4,000万円ですか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 平成27年度につきましては、2億4,000万円です。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 発行数で言うと、今年度はどれくらい予測しているんでしょうか。

(「発行数。」と呼ぶ者あり)

○小村委員 はい、額じゃなくて、数。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 3,600枚です。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 去年から、僕のほうでちょっと聞いている声なんですけど、曜日がやっぱりちょっと偏っていて、仕事の関係で買えなかったという人もいるので、今、木澤委員おっしゃいましたけれども、郵送にしたらまたその手数料の分でプレミアム商品券の発行数が少なくなってしまうとかっていう、事務手数料がかかってしまうっていうのもあるので、それはどうかなと、どっちがいいのかっていうのを考慮して、ちょっと曜日を幅広くしていただいたほうがいいのかなと思います。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 その販売方法につきましては、いろいろメリット、デメリットございますので、今後、十分に検討していきたいというふうに思っております。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 この経緯かといいますと、26年度に最初にこのプレミアム商品券、2,200万円したときは、結局、議会でもいろいろな議論で、店舗数が何店舗あるのかと、十何店舗でこんなんでできる道理ないやんかということでだんだんと数はふやしてきて、最後は百何店舗あったんです。これで26年度はやらせていただいて、ただ、27年度の考えが変わってきたのは、結局国がその2億4,000万を出す中で、20%のあれがあると。そしてまた、多子世帯は25%と。隣の安堵町では30%なんです。だからもういろいろと違いますけどね。

だからそれを結局、皆に早く売ろうという考えと、本当に全部行き渡るような考えでいくのと、小村さんおっしゃるように、やっぱりそういう気持ちを持っていただいたらええねんけども、ただもう売れやへんから難儀やからはよ行けということで、1人10

枚ということで、もう売れましたよと。ただ問題は、売れてんけども、結局10枚それを買った人がその日に来られなかったら、あくる日は商工会行かなあかんと。もう、しばらくしたら奥さんに怒られてですな、10枚を3枚ぐらいにせえと、2枚にせえということで減ってきたんです。だからやっぱり300万円、もうこれ、実質は。うちの場合は、これ初めてですけども、結局、期限は1月二十何日までの期限ありますから、そやから10月中にもうとにかく一遍、広報等でやっぱり皆さんに知っていただいて、そして11月に抽せんしましょうということで、だから11月に再募集して、300万を完売したということで、そういう経緯を踏んでいるわけですから。やっぱり28年度の場合は、そういうことを全部視野に入れながら、やっぱり商工会と町の間関係をです、すり合わせて、その販売期間を何日間持つのか、あるいはまた郵便で求めるのか、あるいはそういうことの手法をいろいろ考えながらですな、28年度はやっていかなかったら、やっぱりできるだけ数多くの方が、町民の方々が、1人でも多くの方がこれに参加をいただくことが、私はやっぱり一番この創生事業の中でも一番大事やないかと思っていますので、そういうことを十分肝に入れながら考えていきたいと思っています。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 今、町長言ってくさったとおり、幅広くみんなが納得できるような、ある程度の方が納得できるような形でしていただけたら、地元の商店さんの活性化にもなりますし、すごくいい事業じゃないかなと私は思います。終わっておきます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 97ページの創業支援センターなんですけれども、テレワーク機能の場所を確保するっていうことでしたけれども、これはいわゆるシェアオフィスのようなものを想定されているんでしょうか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 スペース的には3社入れるような形、3社程度とっておきまして、シェアっていうか、いわゆるこう、どう言ったらいいんですかね、区切り、間仕切りをした形で、簡単なオフィスってような形でイメージしてもらったらいいのかなと。そこで入っていただいて、その中には、いわゆるICT環境も整えますし、電話もありますよと。ファックス機能も、共有ですけども、そういったものも備えて、オフィスとして使っていただく、そういったものを支援していきたいというふうに考えています。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ということは、そのスペースは特定の企業か会社がずっと借り上げるって

いうことであって、例えば、個人で何かこう、仕事をしたいっていう人が1日幾らを払って、そのプリンターとか、パソコンのそういうネットワーク機能を使って、その日、そこで仕事をしてっていう、そういうことを想定されているのか、どちらなのでしょう。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 できましたら、新しく起業される方が継続的に使っていただけるような、ずっとじゃないですよ、軌道に乗るまで、例えば1年であったり、3年であったり、そういった形のスパンの中で使っていただけるようなスペース、それをテレワークとっておりますので。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 そういう使い方をするっていうのはすごく有効かなとは思いますが、それとまた一步を、継続的にはできないけれども、やはり自宅で何か仕事をしているけれども、やはり仕事と職場とは少し切り離れたほうがいいっていうことで、1日幾らで使えるような、そういうスペースも考えていただけたらなっていうふうに、要望ですがけれども、そういうふうに思います。

それと、もう1つ、女性が、先ほどM字カーブの解消についていうことをおっしゃっていましたが、女性が起業するっていうときにはよくされるっていうのは、例えばネイルだったりとか、エステだったりとか、あと、手づくり品をちょっと売ってみようかなっていうような、そういう小規模なところで始められるケースがあるんですけども、そういうときにちょっと売る場所があればなっていうことで、県のほうも、チャレンジショップのそういうこともされていますので、ゆくゆく今回のこの、そういう支援センターを立ち上げていく中で、そういうことも1つ有効かなということが出てきたら、チャレンジショップのほうもあわせて今後検討していただけたらなというふうに思います。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 まず、チャレンジショップにつきましては、昨年度、これはもう民間企業の方、もう今されておりますので、今、この前の補正かな、上げさせていただいていると。総務省の補助金をもらわれて、今、法隆寺の東門のところまで7店舗の店舗できて、そこでチャレンジショップをやっておられます。まだ全部は入っておられないですけど、もう今、4、5店舗入っておられます。今、ネイルショップを言われましたけど、そんなものもありますし、トートバッグを売られている方もありますので、それはそれで総務省の補助金を使って実際にもうやられておりますので、町もそれはもう取り入れている

と。

シェアオフィス、これについても、今、言われましたけども、まずは、今、面巻課長言いましたように、テレワークセンターを軌道に乗せて、これがね、テレワークセンターの中で例えば10区画とか広いスペースあったら、9区画はテレワークセンターにして1つをシェアオフィス、そういう例も他町村の例にはあるんですよ。ただ、今の場所、町長言われましたあの場所は、やはり3つのオフィスがやっぱり最高ですので、まずは今のテレワークセンターでまず申し込みをとって、運営をしていきたいと。それで軌道に乗っていけば、またほかの場所でテレワークセンターできたら、それは一番ありがたいので、これはもう総務省のほうでも、今もう全国的に推奨されておりますので、町もそれには乗っていききたいと考えております。

○坂口委員長 ほか、ございますか。

伴委員。

○伴委員 97ページの、皆さんちょっとご意見言われた、プレミアム商品券なんですけど、ちょっとお聞きしたいんですけど、私はやっぱりこれ、町のいろいろなご商売されている方が活性化する、それが一番大事な違うかなと私は思いまして、ちょっと質問するんですけど、これ、単価は1枚当たり1万円で売られていたのか、それより低い額のプレミアム商品券というのがあったのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 全て1万円でございます。ただ、他町村見ていますと、500円券もありますし、1万円の中にそういうものを割り振られているところもありますし、そういうようなまた工夫することによって、やっぱり1万円にしたらもう1,000円が10枚あるわけですから、それを500円を何枚か入れたりとかいうところもありましたし、そういう点では、1万円という1つの単位で、1,000円のあれですから。

ただ、よく、一番問題が起こるのは、1,000円で八百何ぼ食べたらですな、おつりくれはるのかと、こういう問題が出てまいりますから。1,000円、1,150円と食べないかんとか、1,200円、20%もうたかて、それ全部使えるというのはええことなんですけど、せやけどその人にとったら200ちょっと出さんないかんとかなりますけども、そういう点なんです。結局、1万で1万2,000円と、そういう形になっていますから、それもいろいろとまた検討しなければと思いますけど。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今、町長おっしゃられたように、やっぱりちょっと少額のやつも、どうしても

1万円券となってくると大きな店舗が、電気屋さんやとかっていうぐあいにもどうしても有利になるっていいですか、そんな気はしますので、できるだけいろいろなところで使ってもらえるように、確におつりの問題とか、半端のお金の問題というのは出ても、やっぱりちょっと小さい金額のやつもまた検討していただけるようお願いいたします。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 1万円の1冊の中には、1,000円の券が12枚つづられていると、そういう冊子となっています。今後はまた、それについては、内容はまた検討させていただきたいと考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 いや、私、そのプレミアム券買っていないので、ちょっと内容がわからなくて、えらい失礼いたしました。そうであれば、確かに1,000円のやつでやっていただいているけど、ちょっとまた額の小さいやつもまた検討していただくようお願いいたします。

あと、98ページの一番下のまちなか観光、これ、毎年、昨年、一昨年、こう、金額が変わって、上がった、下がったという形で、今年度、これ、3,940万で出ているんですが、これの、もう一度、まちなか観光のビジョン、ちょっともう一度お聞きしたいんですが。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 これはですね、一昨年にも策定をいたしました歴史的風致維持向上計画に基づいてですね、まち歩き拠点を整備をしながら、観光客の方にですね、法隆寺かいわいを歩いていただこうとしています。その中でですね、現在ありますあのかいわいの建物等をですね、歴史であったり、その地域の風景にですね、ふさわしいものに修繕をしていただいています、集客をしていきたいということで、それに対する建物の修繕等につままして助成をしていくというものでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 28年度は、どういう形で、これ、考えていただいていますのかな。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 27年度も実施しておりましたですけども、歴史的風致形成建造物、建物ですね、そういう建物、それとあと外構等ですね、そういった具体的なですね、修繕を予定して、それで予算を計上させていただいたということです。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 今、部長のほうからも説明がありましたけれども、歴史的風致形成

建造物で1件、それと歴史的風致形成建造物と外構部分で3件、それと、その他の建造物で4件ということでございます。その他の建造物の外構で4件分ですので、12件というような構成になっております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 やっぱりこれ、後から出てくる電柱の地中化、そのあたりと非常に絡んでくると思います。そのあたりでうまくこのお金を使っていただくことをお願いします。以上です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか

小村委員。

○小村委員 先ほど言えばよかったんですけど、99ページのiセンターの観光自動車駐車場管理運営費なんですけど、これ、いわゆる下の2項目、これを、この機能を1つにまとめるっていう形ですよ。それ、結構、この値段ですね、を足すと、足してあるものがすごい少なくなっているんですけど、これはどういう経緯でこの形になっているのかっていうのをお聞きしたいと思います。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 新年度につきましては、今までは観光自動車駐車場とiセンター、別々に指定管理をさせていただいておったんですけども、新年度より一括して管理をしてもらうということで、その中で、駐車場の使用料ございますけれども、その使用料金料につきまして、この中に使用料収入という形で入れていただきましたので、額のほうが減ってきているという形になっております。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 ちょっと補足で、今、井上課長申しましたようにですね、今日までといたしますか、27年度まではですね、iセンターはiセンター、観光自動車駐車場は観光自動車駐車場と、それぞれ指定管理をしておりました。それぞれで指定管理委託料を出していたわけですけども、駐車場の運営につきましては、駐車料金、これは使用料ということで斑鳩町役場が収納しておりました。指定管理者にはですね、駐車料金は入っていなかったんですけども、監査委員さん等からのご指摘もありましてですね、28年度からは一括管理をして、駐車場の料金を利用料ということで指定管理者が収納いたします。それを財源として、指定管理者が運営をすることになります。ということは、斑鳩町にその使用料は入ってきません。その分が、言うたら委託料として減っているということでご理解いただけたらと思います。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 そうしたら、前年度の駐車料金は、斑鳩町に入ってきている。その額、ちょっと教えてもらっていいですか。

○坂口委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 平成26年度ですけども、2,111万円でございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 これ足したら、逆に、変な話、損していませんか。1つに一括したことによって、高なっていないですか。この2,111万をiセンターに持っていくと、足したら3,700万なるんですが。でも、この管理費と運営費合わせても3,300万やから、400万、変な話、損していますよね、町としても。収納が2,111万円あって、今度1,600万出すんやったら、足したら3,700万ですね、概算で。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 この前年度と今年度は、指定管理の委託料自身に変化をしております。それは、指定管理者の運営をしていただくための人件費等の値上げといたしますか、上昇等も加味されて、運営費自身が昨年度よりも上がります。その分が当然含まれていきますので、今、ご指摘いただいております400万のうちの、上がる分がございます。それと、あとは駐車料金につきましてはですね、利用料につきましては、一応約2,000万、昨年度並みの部分がですね、入るだろうという設定でしてございまして、若干の計算がプラスマイナスイコールゼロにはならないんですけれども、400万円につきましては管理委託料自身が上がっている部分が相当含まれておりますので、町は大きく損をしているとかいう状況ではないというふうに考えております。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 これまでできていたこととほとんど同じことをするわけですよ。これで人件費が400万上がるっていうのは、人員が1人にふえたりするっていうわけなんですかね。その人員配置とかそういう面、教えてもらっていいですか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 これらの施設の修繕料が前年と比べて275万4,000円含まれておりますので、その分で上がっているのと、平成26年度のいわゆる駐車場の使用料が2,200万円程度と、今、井上課長のほうが説明させていただいたんですけども、28年度は2,000万円程度を見込んでいますので、その分の返りで大体400万円ぐらい差異が出ているかというふうに考えているところでございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 今ので納得しました。基本的には今までこう、2つになってしていたのを1つにしたら安くできる、そういう形で財政運用をしっかりと行っていただけたらいいなと思いますので、この取り組み自体はすごくいいことだなと思います。ほかの面でもこういうのがあれば、どんどんやって行っていただきたいなと思います。以上です。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結いたします。

次に、第7款 土木費について、説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 第7款 土木費につきまして、説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

予算書の99ページから108ページでございますが、まず、13ページをごらんいただきたいと思います。土木費全体では、新年度予算額は、9億1,486万9,000円を計上しております。前年度と比較して、2,194万6,000円、2.3%の減となっております。

それでは、99ページをお願いいたします。まず、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費についてであります。新年度は、7,128万5,000円、前年度と比較して、18万1,000円、0.3%の増となっております。主に、都市建設部長及び建設課職員の人件費でございます。

続きまして、101ページでございます。第2項 道路橋りょう費、第1目 道路維持費についてであります。新年度は、5,517万4,000円、前年度と比較して、483万9,000円、9.6%の増となっております。道路補修等に要する経費、道路の底地整理や路肩の草刈りに要する経費など、道路を適正に管理するための経費が主なものであります。

次に、102ページの、第2目 道路新設改良費であります。新年度は、8,322万4,000円、前年度と比較して、5,269万2,000円、38.8%の減となっております。前年度と比較して減額になっている主な要因は、法隆寺地区の町道215号線歩道設置工事に係る用地費及び建物の補償費の減によるものであります。

続きまして、第3目 橋りょう維持費についてであります。新年度は、2,850万

円、前年度と比較して、1,100万円、62.9%の増となっています。昨年度に引き続き、法令に基づく橋りょうの点検を実施するとともに、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき橋りょう補修工事を実施するものでありますが、昨年度は三代川にかかる橋長14メートルの橋りょうの補修であったところが、新年度では、富雄川にかかります橋長52メートルの橋りょうの修繕を実施するための補修に係る費用ということで増加しているものでございます。

次に、第3項 河川費、第1目 河川総務費であります。新年度は、1,091万9,000円、前年度と比較して、742万2,000円 212.2%の増となっています。自治会等、地域で実施していただきました水路清掃による土砂等を適切に処理するための経費及び地元施行に係る水路改修、浚渫事業に対する補助金等であります。また、大和川に流入する町内排水口に当たる南浦樋門補修工事を実施するための経費として、工事請負費700万円を計上しています。

次に、103ページ、第2目 治水対策費についてであります。新年度は、6,500万円、前年度と比較して、3,000万円、85.7%の増となっています。27年度から2か年の継続事業として実施している東町池の貯留浸透施設の整備工事について、総事業費1億円のうち、最終年度の事業費として6,500万円を計上しています。

続きまして、103ページから105ページの第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費であります。新年度は、7,018万2,000円を計上しております。前年度と比較して、726万2,000円 9.4%の減となっています。新年度における主な事業の予定でございますが、まず、いかるがパークウェイ事業についてであります。岩瀬橋西詰めから三室交差点までの三室・紅葉ヶ丘区間において、地権者との交渉を経て用地買収が進められるとともに、道路構造及び交差点計画につきましても、地域の方々や関係機関とも協議を進め、早期に計画がまとまりますよう、奈良国道事務所と連携を図ってまいります。また、事業促進のための予算の確保についても、関係諸機関への要望活動を積極的に取り組んでまいります。次に、災害に強い安全、安心のまちづくりを推進するため、引き続き既存木造住宅に対する耐震診断及び耐震改修に要する費用の助成を実施するとともに、地震に対する住宅の安全性の向上についての啓発と知識の普及を図るため、住民フォーラムを開催してまいります。また、子どもや高齢者、障害者等が、誰でもが安全、快適に移動できる総合的なバリアフリー化の整ったまちづくりを進めるため、バリアフリー基本構想の策定に取り組んでまいります。また、町制70周年記念事業として、歴史まちづくりについて住民とともに考え、機運を高めていくこ

とを目的に、歴史まちづくりの先進都市の首長等を招いて（仮称）歴史まちづくりサミットを開催することとしています。

続きまして、第2目 公共下水道費につきましては、斑鳩町公共下水道事業特別会計への繰り出しとしまして、4億8,705万3,000円、前年度と比較して、1,879万9,000円、3.7%の減となっています。詳細につきましては、斑鳩町公共下水道事業特別会計でご説明をさせていただきます。

次に、第3目 都市下水路費につきましては、都市下水路の浚渫等の維持管理費として、新年度は、451万4,000円、前年度と比較して、221万4,000円、96.3%の増となっています。

次に、第4目 公園費であります。新年度は、1,737万7,000円を計上しており、前年度と比較して、4万5,000円、0.3%の増となっています。公園施設の維持管理に必要な草刈業務や清掃業務、遊具の点検等に係る委託料、公園遊具の維持補修等に係る経費を計上しています。

次に、106ページ、第5目 都市計画審議会費でございます。新年度は、都市計画審議会の委員報酬として12万円を計上しています。前年度と同額となっています。2回の審議会の開催を見込んでいます。

次に、第6目 開発指導調整費でございます。新年度は、38万3,000円を計上しております。前年度と比較して、4万6,000円、10.7%の減となっています。関係諸法令等に基づく開発指導調整事務及び屋外広告物掲出の許可事務や違反広告物簡易除却、風致地区標柱の設置などに要する経費を計上しています。

次に、第7目 景観保全対策事業費であります。新年度は、1,012万円を計上しています。前年度と比較して、94万2,000円、10.3%の増となっています。景観計画を運用することに伴う景観審議会委員の報酬、三塔周辺でのコスモス栽培に係る景観形成作物栽培の推進に係る経費、緑化の推進として小学校への入学記念や町のイベントなどにおける苗木の配布に係る経費、電柱類の景観改善整備に係る経費を計上しています。電柱類の景観改善整備であります。歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的な町並みを生かし、安全で快適にまち歩きを楽しむことができる歩行空間を創出するため、法隆寺門前周辺地域の主要な道路を無電柱化整備するものであり、無電柱化に向けた工法等の検討を実施してまいります。

次に、107ページ、第8目 法隆寺線整備事業費についてであります。新年度は、143万9,000円を計上しています。前年度と比較して、256万1,000円、

64%の減となっています。新年度は、実施設計及び実施協議用資料の作成を行い、関係機関との協議を進めてまいります。

以上が、都市計画費であります。

次に、108ページ、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費であります。新年度は、957万9,000円、前年度と比較して、277万1,000円、40.7%の増となっています。各町営住宅の適切な維持管理を行うため、設備の更新等に要する費用であります。また、大きく増額となっておりますのは、興留東団地において入居者が退去されたため、老朽化した住宅の1棟を解体する工事を実施すること及び長田団地公園の遊具の更新を行うことによるものでございます。

以上、第7款 土木費についての説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第7款 土木費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 予算書の100ページのところの土木建築技術顧問賃金のところですけども、総務費のところでも顧問の予算が計上されているということでもいろいろお聞きしたんですけども、主に県とのパイプも含めて、これ、採用されてですね、実際に県の事業で、例えば三代川の改修なんかってというのは全然進まなかったりしていますけども、そういったところで力を発揮していただいているのかなとは思いますが、実際にやられている具体的なことをお聞きしたいと思うんですけども。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 顧問の具体的な業務ということでございますけれども、まず、そうですね、県事業等の調整等ももちろんではございますけれども、近年ですね、違反建築であったりですね、いろいろな問題等がございまして、そうしたところで実質的にですね、指導をしてこられた方ではございまして、今回、今年度におきましてですね、4月に来ていただいた早々からそういう物件が立て続けに幾らかございまして、そういった指導につきましては、斑鳩町は建築主事ではございませんので、直接的な指導は県でしか行えません。町としてはそういったことは直接行えないんですけども、そういったところでですね、やっぱり指導していく、当然必要がございまして、そういったところをですね、直接指導しておられた経験等、あるいは県土木さんとのつながり等をですね、十分に活用していただいで、効果的な指導ができているといったことが、まず1

点、ございます。

それと、ほかのいろいろな案件につきましてもですね、県事業等でですね、何かあった場合はすぐ連絡をしていただいて、連絡をとっていただいてつないでいただくということから、具体的な協議にまた入っていくといったこともございますし、あるいは、直接的なですね、設計とか、そういった業務もですね、一部担っていただくということもございまして、今年度におきましてもですね、十分に日々ですね、業務をやっているという状況でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうして具体的にこういうことやっていただいていますよとか、実際に成果がありましたよということであれば理解はしますけども、できるだけですね、やっぱり県事業を進めていただくのに、それこそやっぱりお金かかってでもパイプ役として力発揮していただくということについては、効果的に、活用という言い方したらあれかもしれないけども、働いていただきたいなというふうに思いますので、そのところは強くお願いしておきたいと思います。

それと、102ページのところですけども、道路の新設改良費の13節のところの委託料ですね、登記業務等の委託料が昨年度から比べて半額になっておると、27年度にも半額ぐらいきていまして、お尋ねすると、業務量が減っているから金額が下がったというふうにおっしゃっていたんですけども、今年度については、この金額が下がっている分についてはどういう理由なんでしょうかね。

○坂口委員長 本庄建設課長。

○本庄建設課長 今年度、委託料、登記業務委託料の関係でございますけれども、その下にございます公有財産購入費、2,105万円計上させていただいておりますけれども、用地買収に係ります立ち会いでございますりとか、分筆登記等々の費用として計上させていただいているところでございます。来年度の整備予定路線を見る中で実質的に必要な経費として計上をさせていただいておりますということでご理解のほう、お願いしたいと思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 ここ数年やっぱり建設的経費については縮小されてきていますので、その部分の中で業務量も減っているということに伴うものかなというふうに思いますので、そういうことで理解しておきます。

そうしましたら、104ページのところのバリアフリー基本構想策定業務委託料です

けども、これ、法改正に伴って新たに見直しをされるということで、これもいろいろです、ね、県道がでこぼこしているとか、いろいろな声を住民さんからお聞きするんですけども、そういった声についてはどういうふうに反映されていることなんでしょう。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 このバリアフリー基本構想でございますけれども、これにつきましては、平成18年12月に施行されました、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法、これに基づく基本構想でございます、これの策定に当たりましては、同法26条の規定によります法定協議会を設置して、検討してまいりたいと考えております。この委員構成でございますけれども、先進の事例でございますが、行政関係者のほか、住民、自治会の代表でございますとか、あと、交通事業者、さらには高齢者や障害者団体、各方面からの幅広い分野からご意見を聴取できるような組織として運営されているというような事例がございますので、当町といたしましてもそういった形で策定を進めていきたいというふうに考えてございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 この間でもいろいろ、県道のことばかり言うたらあれですけども、のことについても、県の職員さんにも来ていただいて、現地を担当課のほうで一緒に見ていただいたりして、調査もしていただいているなどは思いますので、計画する中でですね、これまでいただいてきた意見なんかも反映していただいて、よりやっぱり、何て言うんですかね、バリアフリーを推進していただくというふうに思いますので、お願いしておきたいと思います。

そうしたら続きまして、105ページのところの既存木造住宅診断の支援事業補助金ですね、これ、改修のほうは金額変わっていないんですけども、耐震診断のほうは金額下がってきているんですが、これはどういった状況によるものなんでしょうか。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 耐震診断の実施件数の傾向によりまして今年度見込んだところでございます。25年度につきましては募集件数まで届いておったところなんですけれども、26年につきましては、25件の募集に対しまして18件のご応募をいただいたところでございます。27年度、本年度でございますけれども、20件の募集に対しまして7件の応募でございました。こうした傾向を受けまして、今年度は若干金額を下げての計上をさせていただいているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 正直言うて、震災以降年数がたってきている中で、住民さんの中でも意識がちょっとやっぱり薄れてきているのかなというふうには思うんです。担当課のほうでもこれまでね、これについては意識持って取り組んできていただいているなというふうには感じていますが、やっぱり南海トラフ地震なんかも来るよと言うている中でですね、全体の耐震化の率で見るとすぐにぼんと改善されるわけでもないですけども、やっぱり意識啓発も含めてですね、非常に重要な取り組みだなというふうに思いますので、一応予算額としては下がってはいますけども、引き続きやっぱり今まで以上に応募いただけるよう取り組みを進めていただきたいなというふうに思いますので、お願いいたします。

それと、107ページのほうに行きますけども、都市計画道路法隆寺線の調査設計業務委託料ということで140万円上げていただいていますけども、これの中身について教えてもらえますかね。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 法隆寺線の供用につきましては、パークウェイの事業進捗との整合を図っていくというようなことをございますけれども、この法隆寺線の整備のタイミングを逸することのないように、次年度から法隆寺線の国道との交差点計画、これについての詳細の設計と関係機関との協議、こういったところに係る経費を計上させていただいたところをございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 もともと、今、国道との接合部分については、三室の交差点ができてからじゃないと警察の許可が出ないということで、そっちの具体化待ちっていうんですかね、になっていたと思いますけども、もう実際にそうしたら法隆寺線の整備に向けて具体的に進めていくという段階の一步やというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 委員ご指摘のとおりでございまして、法隆寺線供用に際しましては、国道との交差でございますので、交通安全施設の整備の必要があると町としては考えてございます。こうした交通安全施設の協議につきましては相当時間を要するというのを言われてございますので、早期から取り組んでまいりたいというようなことで考えてございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。

もう1点だけ、108ページのほうの興留東団地の解体工事ですけど、部長のほうでも、1棟解体されて、今、住んではる方が退去されたということですけども、もともと、今、残っているのが何棟あって、もう1棟解体されるってということですけども、まだ残っているのかなど、何人残っておられるのかっていうのと、その間、交渉としては、目安のほうの、目安北のほうの町営住宅等に移っていただけませんかということでも交渉してきたと思うんですけども、退去された方、プライバシーの範囲で差しさわりがなければ、どうされたのか、お尋ねしたいんですけども。

○坂口委員長 本庄建設課長。

○本庄建設課長 興留東団地の関係でございます。興留東団地につきましては、平成27年3月末、昨年度末で9棟で15戸です、の方がお住まいになっておられたというところですよ。11月に退去、これ、たしか施設に入られたかなというふうにはちょっと記憶しているんですけども、ということで、1棟のほうが完全に空き建物ということになりましたので、昭和32年建築で、もう築60年たっておりますことから、今回解体をさせていただくというところですよ。

あと、新しい町営住宅の移転の関係なんですけれども、やはりもともと長い期間住んでおられて、家賃の金額の関係もございまして、なかなか移っていただけないというような状況でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、言い方はあれかもしれませんが、交渉がうまくいって出ていただいたというよりも、高齢化されて施設に入られたという理解でよろしいのでしょうか。

○坂口委員長 本庄建設課長。

○本庄建設課長 委員おっしゃっていただいているとおりでございます。

○坂口委員長 ほか、ございますか。

伴委員。

○伴委員 105ページの上から3つ目のいかるがパークウェイの推進協議会補助金のやつなんですけど、いかるがパークウェイについて、ちょっとお聞きします。今、岩瀬橋から三室交差点までの土地の交渉の状況、もう1度お願いします。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 岩瀬橋西詰めから三室交差点までの区間の用地進捗率でございますけれども、面積ベースでございますが、約87%ということでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 残りの13%もほぼいい感触で交渉はされていると聞いていいわけですか。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 地権者の皆さまにはご理解をいただいているというような印象でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 それでしたら、結局あとは予算がついていけば工事に入れる流れになってくると思うんですが、国のほうは、工事はいつごろから始めようとされているのでしょうか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 国はですね、買収を終わったらですね、発掘をしますから、発掘が半年かかるのか、1年かかるのか、これはちょっとわかりませんから、その後に工事もかかっていきたいと。それで28年度の予算の関係等については、今、国が大体5億ぐらいという気持ちですね、進めていただいているということで、まだ確定はしていませんけども、そういふうに努力はしていきたいと。大体ほぼ、今、国のほうはですね、とにかく25号のこの区間で三室交差点までは早くしたいという気持ちはもう持っておられますから、そういう点ではありがたいなと思っています。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 私もこれを早く開通していただいて、中央公民館の、今、ちょっと不自由になっている部分が、早くそちらのほうも利便がよくなるようにという思いにおります。

それなら逆に、都市計画の法隆寺線から東のほうっていいですか、万代のほうに対しての状況をお聞きします。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 具体的なスケジュールにつきましては、町といたしましてもつかんでいないところではございますけれども、見通しとしてお聞きしておりますところ、三室、紅葉ヶ丘の区間、三室交差点までの用地が取得された後に、法隆寺線から東側の用地の取得への作業に入っていくというふうな形で聞いているところでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 できるだけこちらのほう速やかに、やっぱり道はつながらんことには非常にもったいないことになりますし、だから、できるだけ早くそちらのほうにも働きかけていただきたいと思います。

続きまして。ほかの方が質問されていまして、これで結構ですわ。

○坂口委員長 ほか。

小林委員。

○小林委員 予算書の107ページ、無電柱化設計業務委託料についてなんですけれども、町長のほうから、国のほうの無電柱化計画のほうから漏れたというか、認定いただけなかったというふうにお聞きしています。住民からしたらですね、世界文化遺産もある法隆寺がなぜ漏れたのか、それはどういうふうに関のほうからお聞きしているのか、それ1点と、もう1点がですね、建水のほうに、委員会のほうに陳情書が出ていて、無電柱化のいろいろ資料見えていますとですね、いろいろな新しい工法ができて、きれいな町並みの無電柱化の町並みがどんどん、どんどんふえているなというふうに、インターネット上、ホームページ上では見えるんですけれども、ちょっと素人なのでわからないんですけど、この設計業務委託料の中にはですね、そういう理想的なきれいな町並みを新しい工法でデザインしていただけたらと思うんですけれども、その設計書をいただいた時点で、住民さんとの協議というかですね、その業者さんがどこまでしてくれはるのかな、設計書出して、こういうきれいな町並みどうですか、それをもとに町のほうはその景観を形成するためにまた1から、実現できるかわからないその設計書に基づいて地域で話を進めていかないといけないのか、ちょっと素人でわからないので、その2点について、教えていただきたいと思います。

○坂口委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 まず、1点目の路線が漏れたというようなご指摘でございますけれども、決して路線が漏れたというわけではございませんでして、今、第7期にはなるんですけれども、奈良県の無電柱化推進計画っていうのが策定中でございまして、これの協議の最中というところでございます。この候補の中には、当然、今、門前から三町のエリアで考えてございます計画路線は含まれてございます。しかしながら、合意形成に至る決定という段階にはまだ至っていないというような状況でございます。

2点目の工法の住民周知の関係でございますけれども、こちらにつきましては、業務発注する中で、住民への説明会等々も含んだ中で工法の検討をしていくというような形で考えてございます。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 はい、わかりました。ちょっと1点目につきましては、私、勘違いしていましたので、訂正だけさせていただきます。ありがとうございます。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって、第7款 土木費に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第20号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第20号

平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成28年2月29日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、予算書の35ページをお願いいたします。朗読をさせていただきます。

平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,371,900千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の

目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月29日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、予算に関する説明書により、ご説明を進めさせていただきます。座って説明のほう、進めさせていただきます。

それでは、43ページをお願いいたします。歳入につきまして、第1款 分担金及び負担金では、下水道費負担金として300戸の接続を見込み、3,000万円を計上いたしております。

次に、第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料では、下水道使用料といたしまして、前年度と比較いたしまして1,018万3,000円増の1億2,269万円を計上いたしております。

第2項 手数料では、排水設備指定工事店の指定及び更新、排水設備工事責任技術者の登録手数料として、21万5,000円を計上いたしております。

次に、44ページでございます。第3款 国庫支出金では、社会資本整備総合交付金として、前年度と比較いたしまして3,000万円減の3億円を計上いたしております。

第4款 繰入金につきましては、前年度と比較いたしまして1,879万9,000円減の4億8,705万3,000円を計上いたしております。

次に、45ページでございます。第6款 諸収入では、雑入として、消費税還付金等で、前年度と比較いたしまして58万6,000円増の674万1,000円を計上いたしております。

次に、第7款 町債につきましては、前年度と比較いたしまして510万円増の4億2,520万円を計上いたしております。

次に、46ページをお願いいたします。46ページからの歳出につきまして、ご説明をさせていただきます。

第1款 公共下水道費、第1項 下水道管理費、第1目 下水道総務費につきまして

は、前年度と比較いたしまして275万4,000円減の4,928万1,000円を計上いたしております。減額の主な理由といたしましては、人件費等の減によるものでございます。なお、新年度も前年度に引き続き、第13節 委託料に企業会計移行業務委託料で1,235万4,000円を計上し、地方公営企業法適用に向けての作業を進めてまいります。次に、47ページ、第2目 施設管理費では、6,043万円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、県へ支払いたします汚水処理のための費用でございます。

続きまして、第2項 下水道新設改良費では、前年度と比較いたしまして2,953万5,000円減の7億660万9,000円を計上いたしております。なお、新年度の整備区域につきましては、昨年度に引き続き龍田西2丁目地内の集合住宅の区域及び稲葉西1丁目地内、興留8丁目地内、法隆寺2丁目地内、法隆寺南2丁目地内の整備に加え、新たに龍田西4丁目地内、法隆寺東1丁目地内の整備に着手し、約10ヘクタール、管渠延長で約3,200メートルの整備を予定いたしております。

続きまして、49ページをお願いいたします。第2款 流域下水道費につきましては、2,047万9,000円を計上いたしております。この流域下水道事業費につきましては、浄化センター施設・設備の整備に伴う負担金でございます。

次に、第3款 公債費では、第1目 元金で3億6,388万円、第2目 利子で1億7,122万1,000円を計上いたしております。

続きまして、38ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 継続費について、ご説明させていただきます。継続費につきましては、平成28年度から平成30年度にかけ、継続事業として、龍田西4丁目地内並びに法隆寺東1丁目地内におきまして、測量設計から工事完了まで一括して面整備を発注する手法を活用することにより効率的な整備を進めてまいりたいと考えますことから、第1款 公共下水道費、第2項 下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業（第11処理分区9工区-1）で、総額2億円、年割額といたしまして、平成28年度、2,500万円、平成29年度、5,480万円、平成30年度、1億2,020万円を計上、次に、下段、事業名、公共下水道事業（第15処理分区17工区-1）で、総額2億円、年割額といたしまして、平成28年度、1,900万円、平成29年度、7,730万円、平成30年度、1億370万円を計上いたしております。

次に、第3表 債務負担行為でございます。この債務負担行為につきましては、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例に基づきます利子補給及び

損失補償で、詳細のご説明につきましては記載いたしておりますとおりでございますので、省略させていただきます。

次に、39ページをお願いいたします。第4表 地方債でございます。地方債の目的及び限度額等につきまして、まず、公共下水道事業で4億480万円、流域下水道事業で2,040万円をそれぞれ限度額とし、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載いたしておりますとおりで、詳細のご説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で、議案第20号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてのご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○坂口委員長 公共下水道事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 28年度、300件予定されているということで、先ほど地域についても部長のほうで報告いただきましたけど、あと集中浄化槽の地域で言うと、残っているところってというのはいくつぐらいあるんでしょうかね。

○坂口委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 現在、平成27年度で高安西団地、南興留第3、紅葉ヶ丘地区を整備いたしまして、この年度末で整備を完了する予定でございます。その他、集中浄化槽は斑鳩町にはなくなるということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 これまでも法律的な面からも集中浄化槽の地域をなるべく優先してということで進めていただいて、今まで順調にきていたかなというふうに思っていますし、大体全体の計画の中でも順調に進んできているかなというふうには思っています。その中ですね、ちょっと推計の数字と若干変わってきている点があるのでお尋ねしたいんですけども、例えば、一般会計からの繰入金ですね、だと、以前に出していただいた推計の金額よりも若干低く、少なくなっているんですけども、それは金額自体の繰り入れが減っているっていうか、額が小さくて済んでいるのか、それか時期的なものがずれているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○坂口委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 全体的な事業の推移といたしましては、この財政推計のとおり進んで

きていると考えておりますけども、個別に、年度ごとに見たときですね、平成28年度につきましては、当然水洗化率は、集中浄化槽の区域が300件、加入件としまして300件見込んでいますように、大体年度150プラスになっていますので、その分、財源が出てきておりますので、一般会計からの繰入金につきましても、その分、28年度は低くなっているというような形で、増減はあるにいたしましても、長い目で見ればこの財政推計にのっとった形で推移していくと考えているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 大きくは変わらないかなとは思ってはいるんですけども、ただ、この公共下水道への繰り出しというのは、やっぱり一般会計から見ても大きなものですし、先日、昨日も経常収支比率云々ということもありましたので、やっぱりこの公共下水道事業がどう進むかによって町全体の財政的な影響っていうのも大きいので、ちょっと確認だけさせていただきたいと思っています。

地方債の償還についても、元利償還の額が推計表よりもふえていて、利息の償還が減っていると。せやからええほうにいつているのかなというふうに思うんですけども、その見方としては、どうなんでしょうかね。

○坂口委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 地方債の償還につきましては、元利均等で5年据え置きで25年で払っていくという形で、元利償還ですので、一方、利子、償還金は減るものの、その分、元金がふえてきますので、ずっと同じ金額で払っていくので、利子だけを見る、もしくは元金だけを見るっていうことよりも、残高で確認していくという形のほうが、そういう形で事業推進、進めていきたいと考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、一応、以前出させていただいていた推計表で見ると、地方債の償還残高がピークが29年度になっていたかなというふうに思うんですけども、その辺は、じゃあ、特に変わっていないというふうに見ておいていいんですか。

○坂口委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 事業がこれからも続いていきますので、元金償還につきましては当然ふえていくものと考えておりますし、この財政推計表どおりに推移していくというふうに見ておるところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら、推計表のとおり、大きく差異もなく順調に進んでいるというこ

とで理解をしておきます。

○坂口委員長 よろしいですか。ほか、ございますか。

伴委員。

○伴委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、以前、私、一般質問でもちょっとさせていただきましてんけど、結局、供用開始後3年を経過した地域の接続の伸びですね、非常に私、気にしておるんですが、そのあたり、今、現状どうなっているのでしょうか。

○坂口委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 集中浄化槽地区につきましては、100%つないでいっていますので、問題はないということでございますけども、その他の地区につきましては、例えば平成25年度、3年経過いたしたところにつきましてはですね、今現在、接続率につきまして32%ぐらいになっている、計はなっております。ところが、10年、11年経過したところによりましては、78、75っていう形で推移は伸びていきますので、町といたしましては計画的に、当然お金が要ることですので時間はかかっているものの、接続の意思を示していただいて、それに向かって計画的に各ご家庭で進めていただいているというふうには理解しているところでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 時間をかければ接続率は、こう、ずっと、なかなか3年ぐらい、私やっぱり最初、つながれる方は3年以内につながれる方がそこそこあって、そこからなかなかつないでいただく方っていうのがだんだん、だんだん難しくなっていくのかと思っておったんですけど、時間をかけていくと、やっぱりつなぐ意思はみんな持っておられて、70何%にもなっていると、今のお話ですねんけど。ということは、今のお金という、やっぱり経済的な問題っていうのが1番と考えるおられるんですかね。

○坂口委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 やはりお金が要ることですので、その要因は大きいというふうに考えておりますけども、例えば家の新築、公共下水道に接続するときが多いケースが、それとともに一緒に庭をいらうとか、家の一部をいらう、当然建物の一部もいらうという家のケースも多いことはよくありますので、そういったことも含めて、ちょっと時間がかかると、かかっているというのではないかと考えているところでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 やっぱりこれ、財政的にいきますと、つないでいただかんと、これ、上水道と違って下水道に関しては、整備をしていただいても、あとそれが利用していただかんと、

やっぱり利用料、いろいろな形、意味がないっちゃうたらあれですけど、非常に難しくなってくると思いますので、なにしろつないでいただけるような啓発いう形は常にやっていただくことをお願いいたします。要望します。以上です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

小林委員。

○小林委員 予算書の49ページの流域下水道費なんですけれども、毎年、県が事業されて、斑鳩町のパーセントによって、金額ね、この金額負担されるんでしょうけれども、ことは県のほうでどういう事業されるのか、大きな金額について教えていただきたいのと、なかなか県の下水道会計の状況っていうのがなかなかわからないですけども、こういう、斑鳩町の人口とか、加入率から言ったら、大体こういう金額で推移できるのかなというふうに思っているのか、あるとき急に、県のほう経営が厳しくなったから、もうちょっと加入している各市町村、何か負担金もうちょっとふやしていいかみたいな、そういう相談が、もう今、既にきているのか、県のほうの財政状況とか、県の下水の財政状況ってどうなんですかね。

○坂口委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 まず、第1点目でございます流域下水道事業の事業についてでございますけれども、平成28年度につきましては、斑鳩町のこの負担する項目の工事といたしまして、信貴山幹線の延伸工事、竜田川幹線の中に信貴山幹線という工事がございまして、その整備の築造費、もしくは浄化センターの整備、設備整備といたしまして、ブロワー棟の建設工事や消火ガスの発電設備の設置工事等、電気設備、機械設備の更新工事をされているところでございます。

そして、流域下水道の事業の負担の割合でございますけれども、これは、奈良県、ほぼ流域下水道事業の中で処理をしてもらっておりますので、負担割合のほうにつきましては人口の割合で決まっておりますので、特段年度によって違うということはありません。

そして、下水道の事業の増減でございますけれども、流域下水道事業につきましてもおむね整備は終わっているところでございますので、今現在、更新事業、処理施設の設備に係る更新事業を主にやっておられまして、アセットマネジメントも構築されておられますことから、特段、整備費が急に上がるといったことはないというふうに聞いているところでございます。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 今の答弁で、数年後はこれぐらいの金額の負担率で財政も考えていったらいいということで、認識だけさせていただきます。

○坂口委員長 よろしいですか。ほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、公共下水道事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第23号 平成28年度斑鳩町水道事業会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、平成28年度斑鳩町水道事業会計予算について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第23号

平成28年度斑鳩町水道事業会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成28年2月29日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、21ページをお願いいたします。座って説明を進めさせていただきます。

斑鳩町水道事業会計予算説明事項別明細により、ご説明をさせていただきます。

まず、収入でございます。収益的収支の収入に当たります第1款 水道事業収益では、前年度と比較いたしまして137万7,000円増の7億5,959万1,000円を計上いたしております。その内訳といたしまして、第1項。

○坂口委員長 暫時休憩します。

(午後 2時33分 休憩)

(午後 2時34分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、21ページをお願いいたします。斑鳩町水道事業会計予算説明事項別明細により、ご説明をさせていただきます。

まず、収入でございます。収益的収支の収入に当たります第1款 水道事業収益では、前年度と比較いたしまして137万7,000円増の7億5,959万1,000円を計上いたしております。その内訳といたしまして、第1項 営業収益では、前年度と比較いたしまして92万8,000円減の6億8,070万円、第2項 営業外収益では、230万5,000円増の7,889万円、第3項 特別利益では、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

次に、資本的収支の収入に当たります第1款 資本的収入では、前年度と比較いたしまして2,959万5,000円減の1億4,827万5,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、第1項 企業債で、前年度と比較いたしまして2,000万円減の7,000万円、第2項 工事負担金で959万5,000円減の7,827万5,000円を計上いたしております。

次に、支出の部でございます。まず、収益的収支の支出に当たります第1款 水道事業費用では、前年度と比較いたしまして596万6,000円増の7億5,411万7,000円を計上いたしております。その内訳といたしまして、第1項 営業費用で、前年度と比較いたしまして598万3,000円増の7億1,021万7,000円、第2項 営業外費用では、1万7,000円減の3,380万円、第3項 特別損失では、前年度と同額の10万円を計上、また、第4項 予備費では、前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、資本的収支の支出に当たります第1款 資本的支出では、前年度と比較いたしまして5,355万円減の3億1,864万2,000円を計上いたしております。その内訳といたしまして、第1項 建設改良費では、前年度と比較いたしまして3,738万5,000円減の2億6,127万9,000円、第2項 企業債償還金では1,616万5,000円減の5,736万3,000円を計上いたしております。

次に、22ページ以降の予算説明書の主な項目について、説明を申し上げます。

まず、22ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入で、第1款 水道事業収益でございます。第1項 営業収益、第1目 給水収益、第1節 水道料金では、水道使用水量の減少等により、前年度と比較いたしまして259万3,000円減の6億5,328万2,000円を計上いたしております。次に、23ページをお願いいたします。第2目 受託工事収益では、消火栓設置工事及び下水道関連等修理費として820万6,000円を計上いたしております。

次に、24ページをお願いいたします。支出の部でございます。

第1款 水道事業費用、第1項 営業費用では、前年度と比較いたしまして598万3,000円増の7億1,021万7,000円を計上いたしております。

それでは、概要の説明をさせていただきます。

まず、第1目 原水及び浄水費に関しまして、25ページの第19節 受水費で、県営水道の受水量につきまして1万トン減らす計画でおり、前年度と比較いたしまして140万4,000円減の2億9,062万8,000円を計上いたしております。

次に、第2目 配水及び給水費では、第9節 委託料で、漏水調査委託料ほか、昨年度に引き続きアセットマネジメント調査費等1,591万円を計上することにより、前年度と比較いたしまして1,060万円減の5,745万3,000円を計上いたしております。

次に、26ページをお願いします。第4目 総係費では、前年度と比較いたしまして844万1,000円増の6,999万1,000円を計上いたしております。

次に、28ページをお願いいたします。第2項 営業外費用では、第1目 支払利息、第2目 雑支出、第3目 消費税で、昨年度とほぼ同額の3,380万円を計上いたしております。

また、第4項 予備費で、前年度と同額の1千万円を計上いたしております。

次に、29ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。

まず、収入で、第1款 資本的収入、第1項 企業債では、前年度と比較いたしまして2,000万円減の7,000万円を計上し、老朽管更新工事及び配水管新設工事等の費用に充当いたします。

また、第2項 工事負担金、第1目 工事負担金では、公共下水道工事に伴う支障移転工事等の減等により、959万5,000円減の7,827万5,000円を計上いたしております。

次に、30ページをお願いいたします。支出の第1款 資本的支出でございます。

第1項 建設改良費、第1目 配水設備改良費では、法隆寺1丁目地内で施工されま
す国道の歩道整備にあわせた配水管の新設及び目安北1丁目地内におけます石綿セメント管更新工事、公共下水道関連工事請負費等、前年度と比較いたしまして3,581万5,000円減の2億3,173万5,000円を計上いたしております。また、第2目 浄水場設備改良費では、三井浄水場のろ過池の改修等を考えており、前年度と比較いたしまして275万6,000円減の2,100万円を計上いたしております。また、第3目 取水設備費では、既設井戸の整備費用として600万円を計上いたしております。

す。

次に、第2項 企業債償還金でございます。これは元金の償還でございますが、前年度と比較いたしまして1,616万5,000円減の5,736万3,000円を計上いたしております。

次に、予定損益計算書について、ご説明をさせていただきます。恐れ入ります、17ページをお願いいたします。平成27年度の予定損益計算書でございますが、下から4行目でございます。平成27年度の純利益で2,626万9,000円を見込んでおります。

次に、18ページをお願いいたします。平成28年度の予定損益計算書でございます。これも下から4行目でございますが、当該年度におきます純利益につきましては303万2,000円を見込んでおり、水道事業会計につきましては、引き続きほぼ安定的に推移できるものと考えております。

以上が、平成28年度斑鳩町水道事業会計予算の概要でございます。

それでは、予算書の1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算書の朗読をもちまして、説明にかえさせていただきます。

平成28年度斑鳩町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度斑鳩町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	10,868戸
2. 年間給水量	2,997,000m ³
3. 一日平均給水量	8,211m ³
4. 主要な建設費	258,735千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入

第1款 水道事業収益	759,591千円
第1項 営業収益	680,700千円
第2項 営業外収益	78,890千円
第3項 特別利益	1千円

支出

第1款	水道事業費用	754,117千円
第1項	営業費用	710,217千円
第2項	営業外費用	33,800千円
第3項	特別損失	100千円
第4項	予備費	10,000千円

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額170,367千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入

第1款	資本的収入	148,275千円
第1項	企業債	70,000千円
第2項	工事負担金	78,275千円

支出

第1款	資本的支出	318,642千円
第1項	建設改良費	261,279千円
第2項	企業債償還金	57,363千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、配水設備改良事業。限度額、7,000万円。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、3ページをお願いいたします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用する場合は、次のとおりとする。

1. 営業費用と営業外費用の各項の間

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 72,964千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1. 取得する資産

配水施設・・・・・・配水管整備等

浄水設備・・・・・・浄水場整備等

取水設備・・・・・・取水井戸整備等

平成28年2月29日 提出

斑鳩町長 小城 利重

以上、議案第23号 平成28年度斑鳩町水道事業会計予算についてのご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり議決賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○坂口委員長 水道事業会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 25ページのところで、部長の説明の中で県水の受水費、1万トン減していただいたということですが、これ、もともと契約水量決まっている中で、県水と町水との比率については特に変わらないということなんですかね。それか、町水優先して県水を下げるといった交渉ができたというふうに理解していいわけでしょうか。

○坂口委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 全体的に給水水量ですね、落ちてきていますので、そのバランスをとると、それにあわせて県水と町水の比率を決定しておりますので、大体60%、40%、もしくは30%、70%というような比率ですと通しておりますので、それで協議を進めております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 以前からそうした比率の中で、さらに交渉の努力もしていただけていますので、一応比率は変わってはいないよと、ただ、全体が、給水水量が減る中で県水も減ったということで理解しておきます。

あと、ちょっと見ていて、私、よくわからなかったんですけども、23ページの給水負担金のところで、新たに開栓される方の、これ、負担金ですね、口径ごとに数あげていただいているのと、29ページのところで、これは工事負担金の加入分担金というところであげていただいている数字が、若干違ってきているんですけども、もの自体が違うんですけど、これ、一緒にやっているわけではないんですか。

○坂口委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 新規加入の場合と、それと口径変更とか、開栓の場合とか、種々ございまして、そういった形で予算計上しているということで、誤差があるという理解していただければいいと思います。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、水道事業会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもって、都市建設部・上下水道部に係る予算審査を終わります。

理事者入れ替えのため、15時10分まで休憩いたします。

(午後 2時48分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

それでは、教育委員会所管に係る予算審査に入ります。

まず初めに、一般会計歳出、第2款 総務費について、説明を求めます。

清水教育長。

○清水教育長 それでは、第2款 総務費のうち、教育委員会が所管する予算の概要について、説明をさせていただきます。予算書の50ページをお開きいただきたいと思えます。50ページでございます。座って説明させていただきます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第11目 青少年対策費についてであります。本年度予算額は183万8,000円で、前年度とほぼ同額を計上しております。青少年問題協議会の運営に係る経費として、委員報酬、巡回活動謝金、啓発物品購入費のほか、青少年悩みごと相談員の賃金などを計上しております。新年度も引き続き、青少年問題協議会を中心に、青少年の健全育成に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、青少年対策費に係ります予算の概要でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第9款 教育費について、説明を求めます。

清水教育長。

○清水教育長 それでは、第9款 教育費について、説明をさせていただきます。

まず、予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。13ページでございます。平成28年度の教育費の予算総額は、10億642万7,000円でございます。前年度と比較して、8,160万円、8.8%の増となっております。予算額が増となった主な理由といたしましては、学習支援事業の実施、教師用のパソコンの更新でありますとか、中学校教科書採択に伴います教師用教科書等の購入、また、史跡中宮寺跡の整備や発掘調査などによるものでございます。

それでは、座らせていただきまして、各項目の説明をさせていただきます。

予算書の112ページをお開きいただきたいと思います。112ページでございます。第1項 教育総務費、第1目 教育委員会費であります。本年度予算額は、149万1,000円を計上しております。教育委員会は、本町の教育、文化、スポーツの振興を図るため、教育機関の設置・管理及び学校教育に関する指導、生涯学習・歴史文化、スポーツ等に関する事項を所管しております。

次に、同じく112ページ、第2目 事務局費であります。本年度予算額は、6,757万5,000円を計上しております。前年度と比較して、458万8,000円、7.3%の増となっております。この費目におきましては、事務局職員の人件費、学校教育指導主事及び外国人英語指導助手の配置のほか、教職員の健康管理、小中連携教育の充実などに係る経費を計上しております。予算額が増となった主な理由といたしましては、平成27年度におけます社会科副読本の作成が終わったことによる予算額の減額があるものの、学習支援の実施に係る費用や斑鳩町史の編さんに係る費用、そして職員の人件費の増額等によるものでございます。新年度で取り組む主な事業につきましては、本年、平成28年9月から退職教員等による学習支援を行い、児童生徒の学力及び学習

意欲の向上を図ることとしており、その費用として201万7,000円を計上しております。また、斑鳩町史について、近年発掘されました藤ノ木古墳等の編さんを行い、郷土に対する町民のご理解と愛着を一層深め、文化の向上に役立てることなどから、再編さんに係る初年度の費用として45万円を計上しております。また、引き続き、小中連携教育を推進し、郷土の歴史文化を題材とした道徳教育や、外国人英語指導助手により、中学生の英語によるコミュニケーション能力の育成や異文化に対する興味、関心を高め、また、幼稚園児や小学生等に対しましても幼少のころから異文化に慣れ親しむことができるよう努めてまいります。

次に、114ページであります。第3目 私立学校振興費であります。本年度予算額は、1,438万4,000円を計上しておりまして、前年度と比較して、85万9,000円、6.4%の増となっております。引き続き、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図り、私立幼稚園における幼児教育の支援にも努めてまいります。

次に、第4目 スクールカウンセラー事業費であります。本年度予算額は、48万1,000円を計上しており、前年度とほぼ同額でございます。引き続き、心の教室相談員を2校で1名配置し、友人関係や学業などで悩みを抱える生徒の相談を受けることにより、その悩みやストレスの解消に努めてまいります。また、県費負担により臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーが引き続き配置される予定でございます。

次に、第2項 小学校費についてであります。まず、第1目 学校管理費であります。本年度予算額は、5,975万3,000円を計上しておりまして、前年度と比較して、204万3,000円、3.3%の減となっております。この費目におきましては、学校用務員の配置、教職員の研修、学校施設の維持管理など、小学校の管理運営に必要な経費を計上しております。予算額が減となった主な理由は、小学校の和式トイレの洋式化等に係る修繕費、教員用パソコンの更新等で増額となりますが、平成27年度におきまして実施いたしました小学校渡り廊下等耐震診断業務の完了、その他光熱水費等が減少となったことによるものであります。新年度で取り組む主な事業につきましては、家庭における洋式トイレの普及に伴い、小学校の和式トイレを3か年計画で半分を洋式便器に改修することとしておりまして、その費用として408万円を計上しております。また、教員が使用するパソコンの老朽化に伴い、更新等に係る費用として623万1,000円を計上しております。

次に、116ページ、第2目 教育振興費であります。本年度予算額は、5,579

万6,000円を計上しており、前年度と比較して、1,379万5,000円、19.8%の減となっております。この費目におきましては、学校教育の充実、特別支援教育の充実、特別活動の推進のほか、情報教育の推進などに係る経費を計上しております。予算額が減となった主な理由といたしましては、教科書改訂に伴います教師用教科書及び指導書の購入が終わったことや、校務用パソコンの更新等の備品購入、また、学校臨時講師の配置で減額となったことなどによるものであります。まず、少人数学級の編制につきましては、引き続き、小1プロブレムなどへの対応のため、小学校第1学年及び第2学年につきましては当町独自で30人を基準とした学級編制を行い、その後、第3学年から第6学年までは35人を基準とした学級編制を当町独自で継続して実施してまいります。その少人数学級の編制に必要な講師のほか、引き続き、特別支援教育や小学校3校で1名の学校図書室司書の非常勤講師を引き続き配置してまいります。その経費のうち、第7節 賃金で2,033万9,000円を計上しております。

次に、117ページ、第3目 保健体育費であります。本年度予算額は、7,737万6,000円を計上しており、前年度と比較して、1,108万8,000円、16.7%の増となっております。この費目におきましては、学校医等への報償、給食備品の購入や給食施設の維持管理に係る費用を計上しております。予算額が増となった主な理由といたしましては、学校給食調理洗浄業務におきまして、新年度から、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校に加えて斑鳩小学校におきましても業者委託することとしており、臨時職員の賃金等で減額となるものの、委託に係る費用が増額となったことなどによるものであります。また、学校給食に係る保護者負担の軽減を図るため、引き続き、給食補助金を支給してまいります。

次に、119ページの第3項 中学校費についてであります。まず、第1目 学校管理費では、本年度予算額は、4,210万2,000円を計上しております。前年度と比較して、610万9,000円、12.7%の減となっております。この費目におきましては、小学校と同様、用務員の配置、教職員の研修、学校施設の維持管理など、中学校の管理運営に必要な経費を計上しております。また、予算額が減となった主な理由といたしましては、小学校費と同様に、教員が使用するパソコンの老朽化に伴う更新に係る費用では増となるものの、平成27年度で斑鳩中学校の渡り廊下耐震診断業務でありますとか、斑鳩南中学校の下水道接続等工事が完了したことなどによるものであります。

次に、120ページ、第2目 教育振興費であります。本年度予算額は、5,481

万円を計上しており、前年度と比較して、1,382万3,000円、33.7%の増となっております。この費目におきましては、学校教育の充実、特別支援教育の充実、特別活動の推進のほか、情報教育の推進などに係る経費を計上しております。また、予算が増となった主な理由といたしましては、中学校の教科用図書採択における教師用の指導書等の購入、学校臨時講師の配置状況等によるものでございます。まず、少人数学級の編制につきましては、引き続きまして、全ての学年におきまして当町独自で35人を基準とした学級を編制することとしております。その少人数学級の編制に必要な講師のほか、教科指導の充実を図るため、教科補充の講師等を配置することといたしております。また、引き続き両中学校で1名の図書館司書を配置してまいります。

次に、121ページ、第3目 保健体育費であります。本年度予算額は、3,851万8,000円を計上しており、前年度と比較して、229万7,000円、6.3%の増となっております。この費目におきましては、学校医等への報償、給食備品の購入や給食施設の維持管理、学校給食調理洗浄業務の委託などに係る経費を計上しております。予算額が増となった主な理由といたしましては、学校給食調理洗浄業務の更新による増、そして、プールの維持管理等によるものでございます。

次に、123ページの第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費にでございます。本年度予算額は、1億4,398万9,000円を計上しており、前年度と比較して、740万5,000円、5.4%の増となっております。この費目におきましては、幼稚園施設の整備及び維持管理や園児の健康管理などの費用を計上しております。予算額が増となった主な理由といたしましては、幼稚園教諭の人件費及び幼稚園施設の修繕費、そして、教諭が使用するパソコンの更新に係る費用等が増額となったものでございます。

次に、125ページ、第5項 社会教育費、第1目 社会教育総務費でございます。本年度予算額は、5,000万5,000円を計上しており、前年度と比較して、338万3,000円、7.3%の増となっております。この費目におきましては、職員に係る人件費、社会教育指導員の配置のほか、青少年健全育成活動に対する支援、学校・地域連携教育支援活動の推進が主なものでございます。予算額が増となった主な理由といたしましては、機構改革によりまして学童保育事業を実施することに伴う職員人件費の増でございます。本町の生涯学習の振興及び推進の指導層の充実を図るため、引き続き社会教育指導員を4人配置し、人権教育や家庭教育など生涯学習事業のさらなる推進に努めてまいります。また、町子ども会連絡協議会等の青少年の健全な育成を目的として活動をされている団体に対し助成金を交付することにより、その活動を支援してまい

ります。また、子どもたちが地域社会の中で健やかに、心豊かに育まれる環境づくりを推進するとともに、地域全体で学校教育を支援し、地域の絆を深められるよう、新年度も放課後子ども教室及び学校支援本部事業を総合的に推進する学校・地域連携教育支援活動の推進に努めてまいります。

続きまして、127ページ、第2目 公民館費でございます。本年度予算額は、5,659万8,000円を計上しており、前年度と比較して、457万1,000円、7.5%の減となっております。この費目におきましては、中央・東・西公民館の管理運営に係る職員の人件費と維持管理費、公民館教室の開催費用などが主なものでございます。予算額が減となった主な理由といたしましては、中央公民館エレベータ更新工事が完了したことなどによるものであります。公民館3館の維持管理といたしましては、128ページの需用費1,391万円のうち、各公民館の光熱水費・修繕料の費用として1,272万円などを計上しております。また、第13節の委託料のうち、公民館維持管理に要する清掃業務委託料や警備保障委託料等の経費として995万7,000円を計上しております。

次に、129ページであります。第3目 文化祭費であります。本年度予算額は、127万8,000円を計上しており、前年度と比較して、50万1,000円、28.2%の減となっております。減となりました理由は、平成27年度には史跡藤ノ木古墳記念シンポジウムを開催したことによるものであります。新年度も、町民皆さまの文化・芸術に対する関心と教養を深めるとともに、技術の向上を図り、文化・芸術の振興を図るため、斑鳩の里文化芸術祭をいかるがホールにおいて開催してまいります。

次に、第4目 文化財保存費であります。本年度予算額は、1億6,750万3,000円を計上しております。前年度と比較して、6,888万7,000円、69.9%の大幅な増となっております。この費目につきましては、町内に所在する遺跡における発掘調査でありますとか、町指定文化財候補の調査等の文化財の調査と、史跡中宮寺跡の整備や出土遺物の保存・整理等の文化財の整理、小田原市との文化交流事業等の文化財情報の発信が主なものとなっております。予算額が増となった主な理由といたしましては、史跡中宮寺跡整備工事でありますとか、いかるがパークウェイ工事に伴います受託発掘調査の増などによるものでございます。

初めに、個人住宅建築等に伴う町内遺跡の発掘調査のほか、公共事業及び開発に伴う発掘調査で2,300万円を計上しております。開発に伴う発掘調査におきましては、平成28年度は、いかるがパークウェイ工事に伴う受託発掘調査等で1,900万円を

計上しており、大幅に増加したところがございます。これら遺跡の範囲内における開発行為に伴い発掘調査を実施することにより、町内の埋蔵文化財の適切な保存に努めてまいります。また、町指定文化財候補の調査につきましては、530万円を計上しております。

次に、法隆寺西1丁目に存在をしております春日古墳についてであります。引き続き調査検討委員会で検討をしていただくほか、法隆寺若草伽藍跡中門推定地の発掘調査を2か年計画で実施をしてまいります。また、これまで町指定文化財候補の調査の中で実施してまいりました五百井地区の大方家古文書などの歴史資料調査につきましては、平成28年度から、文化庁の国庫補助事業として採択される見込みとなりまして、今後、単年度で300万円の5か年計画で実施してまいります。

また、史跡中宮寺跡の整備では、1億1,124万円を計上しております。その内訳といたしましては、130ページでございます第13節 委託料のうち468万8,000円、131ページでございます第15節 工事請負費のうち1億640万3,000円などを計上したところがございます。

続きまして、131ページ 第5目 図書館管理運営費についてであります。本年度予算額は、7,636万2,000円を計上しております。前年度と比較して、307万8,000円、3.9%の減となっております。この費目におきましては、職員の人件費、図書館の維持管理、図書館サービスの充実、そして蔵書の充実が主なものとなっております。予算額が減となりました主な理由といたしましては、職員人件費でございます。図書館の維持管理につきましては、132ページ、第13節 委託料の図書館施設管理業務委託料が主なものでございまして、1,529万9,000円を計上しております。図書館は、いかるがホールとの複合施設であり、維持管理につきましては公益財団法人斑鳩町文化振興財団に委託をしておりますことから、図書館部分に係ります維持管理費用分を計上しております。

次に、図書館サービスの充実であります。図書館資料を整備し、利用者への資料提供、レファレンス、聖徳太子歴史資料室講座等を通じ、地域に密着したサービスの提供に努めてまいります。また、故樋口隆康斑鳩町文化財活用センター長のご遺族から寄贈いただきました図書のうち、奈良県内の文化財関係報告書資料等約1,000冊について蔵書データ化を行いまして、利用者が活用できますように整備をしてまいります。132ページ、第13節 委託料のうち、(仮称)樋口コレクション図書データ作成等業務委託料として、その290万7,000円を計上しております。

次に、133ページ、第6目 文化財活用センター管理運営費であります。本年度予算額は、3,288万8,000円を計上しております。前年度と比較して、49万2,000円、1.5%の増となっております。この費目におきましては、職員の人件費、施設の運営及び維持管理費、特別展の開催等が主なものとなっております。特別展の開催でございますが、134ページの第12節 役務費のうち、通信運搬費で64万3,000円等を計上しております。新年度におきましても、国宝藤ノ木古墳出土品が里帰りする特別展を開催いたしますほか、1日学芸員体験等の、子どもの体験学習の場でございますことども考古学教室などの開催を計画し、住民皆さまを初め、多くの方々に文化財センターをご利用いただくよう努めてまいります。

次に、135ページ、第6項 保健体育費の第1目 保健体育総務費であります。本年度予算額は、1,862万3,000円を計上しております。前年度と比較して、177万5,000円、10.5%の増となっております。この費目におきましては、職員の人件費、社会教育指導員の配置、友好都市スポーツ交流の推進や各種団体等に対する支援が主な内容となっております。予算額が増となっておりますのは、町制70周年記念事業といたしまして、マラソン大会に著名な選手を招待するため、同実行委員会への支援を充実することなどによるものであります。

次に、137ページ、第2目 町民体育大会費についてであります。本年度予算額は、115万2,000円を計上しております。前年度と比較して、23万2,000円、16.8%の減となっております。町民体育大会は、地域の方々が一同に会する唯一の機会であり、町民の皆さま方の健康、体力づくりのほか、交流を持っていただく機会でもございます。それによりまして、近隣の方との連帯感、そして絆を深めることができ、万一の災害時などにおける地域の組織力の醸成にも一役を担っているのではないかと考えておりますことから、より多くの方が参加しやすく、また、参加したくなる事業となるよう努めてまいります。

次に、第3目 健民運動場費についてであります。本年度予算額は、498万3,000円でございます。前年度と比較して、340万3,000円、40.6%の減となっております。この費目は、主に維持管理に係る経費となっております。減額の主な理由といたしましては、斑鳩南中学校のサブグラウンドのネットフェンス補修などが完了したことなどによるものであります。

次に、138ページ、第4目 町民プール運営費についてであります。本年度予算額は、796万2,000円を計上しております。前年度と比較して、191万5,0

00円、19.4%の減となっております。この費目は、維持管理に係る経費となっております。減額の主な理由は、2か年で取り組んでまいりましたプールサイドの床補修が完了したことなどによるものであります。

次に、第5目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費でございます。本年度予算額は、3,279万8,000円でございます。前年度と比較して、275万1,000円、9.2%の増となっております。予算額が増となりましたのは、中央体育館屋根防水に係る修繕のほか、体育設備の充実のためトランポリンを購入することなどによるものであります。住民の健康の増進、体力づくりの推進、スポーツ・レクリエーション活動、そして町民相互の交流の場としてご利用いただくために、常に良好な状態で利用していただけますよう適切な施設管理に努めますとともに、体育設備をより一層充実するため、トランポリン等を購入してまいります。その経費として、139ページ、第18節 備品購入費のうち166万1,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、第9款 教育費についての説明でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたが、本日はこれをもって審査を終了いたします。

あす9日は、午前9時から、本日の続きから予算審査を行いますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 3時35分 散会)